

# 第4回座間味村議会定例会

第1日目

12月14日

## 令和5年第4回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 5 年 1 2 月 1 4 日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 会	令和5年12月14日 午前10時00分 議長宣言		
	閉 会	令和5年12月14日 午後5時25分 議長宣言		
出 席 議 員  ( 応 招 )	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	又 吉 文 江	6 番	宮 平 清 志
	2 番	西 田 吉 之 介	7 番	宮 平 喜 文
	3 番	垣 花 太 郎		
	5 番	中 村 秀 克		
欠 席 議 員  ( 不 応 招 )	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	1 番	又 吉 文 江	2 番	西 田 吉 之 介
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	中 村 和 茂	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	宮 里 哲	産 業 振 興 課 長	宮 平 明
	副 村 長	宮 平 真 由 美	船 舶 ・ 観 光 課 長	中 村 悟
	教 育 長	垣 花 健	教 育 課 長	糸 嶺 直 生
	政 策 調 整 監	宇 地 原 由 人		
	総 務 課 長	松 田 力		
	住 民 課 長	石 川 聖 子		

# 令和5年第4回座間味村議会定例会議事日程（第1号）

（令和5年12月14日午前10時00分開会）

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		諸般の報告
4		行政報告
5		一般質問
6		提出議案の説明（議案第50号～議案第75号まで）
7	議案第50号	専決処分の承認について（令和5年度座間味村一般会計補正予算（第7号））
8	議案第51号	専決処分の承認について（令和5年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第3号））
9	議案第52号	座間味村森林体験交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
10	議案第53号	座間味村農山村広場・公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
11	議案第54号	座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
12	議案第55号	座間味村監査委員条例の一部を改正する条例について
13	議案第56号	座間味村船舶事業の設置等に関する条例の制定について
14	議案第57号	座間味村船舶運航事業条例の一部を改正する条例について
15	議案第58号	座間味村航路事業特別会計財政調整基金条例の一部を改正する条例について
16	議案第59号	座間味村船舶事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について
17	議案第60号	座間味村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について
18	議案第61号	座間味村座間味地区阿嘉・慶留間地区給水条例の一部を改正する条例について
19	議案第62号	座間味村簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について
20	議案第63号	座間味村下水道事業の設置等に関する条例の制定について
21	議案第64号	座間味村農業・漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
22	議案第65号	座間味村下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について
23	議案第66号	座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
24	議案第67号	特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
25	議案第68号	座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
26	議案第69号	令和5年度座間味村一般会計補正予算（第8号）について

日 程	議案番号	件 名
27	議案第70号	令和5年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
28	議案第71号	令和5年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第4号）について
29	議案第72号	令和5年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
30	議案第73号	令和5年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
31	議案第74号	令和5年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
32	議案第75号	令和5年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
33	発議第7号	米空軍横田基地所属CV22オスプレイの墜落事故に抗議し、原因究明・再発防止策が講じられるまでオスプレイ同機種 of 飛行停止を求める要請決議

## ○ 議長（宮平喜文）

ただいまから令和5年第4回座間味村議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番 又吉文江議員及び2番 西田吉之介議員を指名します。

日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日限りと決定しました。

日程第3．諸般の報告を行います。

諸般の報告については、お手元にお配りした報告のとおりで朗読は省略します。

### 諸 般 の 報 告

令和5年9月15日～令和5年12月14日

9月21日	例月出納検査（9月22日まで）
10月11日	南部地区議会議長会（定例会）
10月13日	事務局長連絡協議会（沖縄県町村議会議長会）
10月17日	管内離島行政視察／北大東（南部離島町村議長連絡協議会）
10月25日	例月出納検査（10月26日まで）
10月30日	定例会（南部広域市町村圏事務組合議会）
10月31日	南部広域行政組合議会（定例会）
11月 6日	行政懇談会（南部離島町村議長連絡協議会）
11月 7日	定例総会（沖縄県町村議会議長会）
11月 8日	町村議会議員・事務局職員研修会（沖縄県町村議会議長会）
11月 9日	監査研修会（沖縄県監査事務局）
11月14日	町村議会事務局職員研究会研修会
11月16日	例月出納検査（17日まで）
11月21日	第68回介護保険広域連合議会（臨時会）
11月24日	2023離島フェア（開会式）
11月26日	陸上自衛隊第15旅団創隊十三周年・那覇駐屯地創立51周年記念行事
11月28日	第41回離島振興市町村議会議長全国大会（東京）
11月29日	第67回町村議会議長全国大会（東京）
11月30日	南部地区市町村議会議長会行政視察（東京）
12月 7日	全員協議会
12月14日	第4回座間味村議会定例会

これで諸般の報告を終わります。

日程第4. 行政報告を行います。

村長から行政報告の申出がありました。これを許します。宮里 哲村長。

#### ○ 村長（宮里 哲）

おはようございます。今日もよろしくお願いいいたします。今回の12月定例会は公営企業の法改正に伴う条例改正が非常に多くございまして、提案議案が非常に多くなっておりますが、最後までよろしくお願いをいたします。

それでは令和5年第4回座間味村議会12月定例会の行政報告を行います。令和5年第3回座間味村議会定例会、これは令和5年9月15日でございますが、以降の主な事項について行政報告をいたしますが、お手元にお配りしたとおりでございますので、お目通しのほどよろしくお願いいいたします。

#### 行政報告

令和5年12月14日

令和5年第3回座間味村議会定例会（令和5年9月15日）以降の主な事項について、行政報告いたします。

令和5年	9月16日	日本観光学会九州・沖縄支部大会観光教育（高大連携）フォーラム
	9月18日	日本観光学会九州沖縄支部西島氏村長表敬
	〃	阿嘉島、座間味島敬老会
	9月19日	沖縄県離島振興株式会社取締役会
	9月20日	株式会社りゅうとう株主総会
	9月22日	全国町村会U3000 福井県池田町視察（24日まで）
	9月25日	村郷友（宮里氏面談）
	9月27日	郵政事業有識者懇談会
	〃	沖縄県肉用牛経営危機突破生産者大会
	9月28日	崎原地域医療センター長面談
	〃	自見英子沖縄担当大臣との懇談会
	〃	新垣県議会議員面談
	9月29日	沖縄県南部市町村会理事会
	〃	沖縄県南部振興会表彰選考委員会
	〃	沖縄県南部振興会理事会
	9月30日	座間味幼小中学校大運動会
	〃	慶留間小中学校大運動会
10月	2日	沖縄県町村会県外視察研修（4日まで）
10月	6日	沖縄金融公庫パートナーシップ会議
10月	10日	全国離島振興協議会理事会及び離島視察研修（11日まで）
10月	12日	沖縄県南部市町村総会・振興会市町村長協議会
10月	16日	沖縄県市町村振興協会理事会
	〃	沖縄県南部広域行政組合理事会
10月	17日	沖縄県南部離島町村長議長連絡協議会行政視察（北大東村18日まで）
10月	19日	前沖縄担当大臣 岡田参議院議員面談
	〃	全国町村長会・政務調査会

10月21日	法政大学人間環境セミナー講師登壇
10月27日	沖縄の産業まつり 開場式
10月28日	村民運動会
10月30日	自衛隊中隊長表敬
〃	エクセル航空表敬
11月 1日	全国離島振興70周年記念式典・講演・祝賀会
11月 2日	園遊会
11月 4日	座間味島ファン感謝月間ステージイベント
11月 6日	南部離島町村長議長協議会 県議会との懇親会
11月15日	全国町村長大会
11月16日	全国観光地所在町村 理事会、定期総会
〃	全国町村会U3000 山梨県小菅村視察（18日まで）
11月20日	無電柱化に向けた検討会議
11月22日	自治会館管理組合中間監査
〃	沖縄県離島振興協議会総会
〃	沖縄県過疎対策協議会総会
〃	沖縄県町村会定期総会
〃	沖縄県後期高齢医者医療広域連合説明会
11月24日	離島フェア（26日まで）
〃	離島診療所等医療の確保に関する会議
11月25日	国場代議士面談
11月27日	沖縄県共済組合県外視察（29日まで）
11月30日	野村証券那覇支店長面談
〃	第51普通科連隊銃迫撃砲中隊長表敬
〃	沖縄銀行人事部長面談
12月 2日	NAHAマラソン（3日まで）
12月 5日	沖縄県総合事務組合臨時議会
12月 8日	南部市町村会事務調整
12月11日	離島フェアお礼回り（12日まで）
12月12日	沖縄県離島海運振興株式会社 株主総会

以上でございます。

○ 議長（宮平喜文）

これで行政報告を終わります。

日程第5．一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問者、答弁者は簡潔に1時間以内でお願いいたします。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

おはようございます。今日一日よろしくお願ひします。早速ですが通告書どおり質問させていただきたいと思ひます。

まず初めに、令和5年定例会でこれまでしてきた質問について、進捗等をお伺いしたいと思います。

1つ目に、リサイクルセンターが完成して以前に比べてどのくらい効率が上がっているかを伺います。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

おはようございます。本日もよろしく願いいたします。西田議員の御質問にお答えいたします。本年度より本格稼働しておりますリサイクルセンターですが、今年度令和5年10月までの実績にてお答えいたします。

1回当たりの沖縄本島への搬出量におきましては、ペットボトルが約140%増えております。缶類は約28%増えております。年度によっては、ペットボトルが多い年、缶が多い年などばらつきがありますが、搬出及び費用面でも効率は非常に上がっております。また瓶類の作業におきましては、これまでは屋外で作業を行い屋外に保管しておりましたが、リサイクルセンター内に瓶類の分別作業スペースと分類後の貯留スペースができたことから、施設内が整理され作業の効率も上がり職員の働き方改革にもなっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。前々から問題になっていたごみなんですけれども、確かに私たちも阿嘉のクリーンセンターにたまっていたペットボトルや缶類、瓶等もリサイクルセンターが完成してからはなくなって、どれくらい出ているかというのは気になっていましたけれども、実際に数字でペットボトルで140%増、缶で28%増ということなので、島にごみをとめない取組は進んでいると思います。もし分かる範囲でいいですけれども、金額的にこれがどれくらい反映されるか、お答えできるのであればお伺いしたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩  
再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

そしたら次の質問で、以前より「美らしま税」の見直しが必要ではないかということをご提案してきましたが、そのときの行政側の答えが「リサイクルセンターが完成して稼働して、どれくらいコスト削減や処理費がどれくらい軽減できるかを見たい」ということだったので、実際にコストの削減や処理費の値上げ等も踏まえて、今後「美らしま税」の見直しが必要があるのかどうかを伺います。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

お答えいたします。まずコストがどれくらい削減できたかという御質問にお答えいたします。

まず搬出に係る貨物運賃の費用におきましては、1か月当たり約52%減っています。これは圧縮しているため、一度に多く搬出できることから貨物運賃が減額となっております。また1回搬出につき、トン袋8から16袋使用していましたが、現在は不用となりトン袋の購入費も減額となっております。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。すみません、ちょっと順番間違えました、ごめんなさい。今の質問は、ペットボトルや空き缶を圧縮しての搬出にどれぐらいコスト削減ができたかという質問でした。それに対する答えが52%減で、トン袋がこれまで8から16袋使っていたのが不用になったと。これは本当によいことだと思います。機械で圧縮するので、ただ懸念はこの機械が故障しないかとか。メンテナンスとか、阿嘉にも圧縮機械がありましたが、不具合が生じて故障した経緯も伺っておりますので、メンテナンス等々をしっかりと行いながら、長く使っていただけるようお願いいたします。

次の質問にまいります。それらを踏まえてですけれども、美らしま税の見直しが必要ではないかと提案してきましたが、リサイクルセンター稼働後、コスト削減や処理費の値上げなども踏まえた上で必要があるのか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

美らしま税について、お答えします。現在、座間味村では法定外目的税である「美らしま税」の制度を導入しておりますが、村では美らしま税の見直しではなく、例えば広島県廿日市市で導入されている宮島訪問税や、竹富町が導入を検討している訪問税などの事例を参考に、村としても法定外普通税の導入に向けて、今情報収集しているところでございます。今回、リーダー研修で竹富町に実際に視察に行き、法定外普通税の導入に向けての取組内容を意見交換させていただきました。その中で現状としましては、本村同様観光客の入域の比率が高く、外部から来訪者による通常を上回る行政経費が発生、増幅しており、その経費を町民が負担している現状となっております。竹富町に関してもです。将来にわたって安定的、継続的に入域観光客に対応していくためには、来訪者による通常を上回る行政経費の一部を来訪者に負担していただく必要があります。その手段として法定外普通税の導入に向けて議論がなされておりました。本村においても、西田議員から以前から御指摘のとおり、ごみ処理に係る経費等で多額の費用がかかっております。その中には来訪者による通常を上回る行政経費も多額に含まれております。防災面や観光面でも同様です。

このように来訪者が増大させる行政経費は、上下水道、ごみ処理、道路整備といった一般的な行政サービス同様、徴収した税収は一般的な行政サービスに充当できるよう、使途に制限のない普通税を導入することが重要であると考えています。また、沖縄振興特別推進交付金いわゆる一括交付金で実施している事業等についても、沖縄振興特別措置法自体が時限立法のため、将来的にはなくなる可能性があります。そういうことから法定外普通税の新たな財源として村としても重要だと考えております。財政面ではなくオーバーツーリズム対策や持続可能な観光地を続けるために法定外普通税は有効だと考えております。今後導入に向けて様々な課題を洗い出しながら、本格的に検討していきたいと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

美らしま税ではなく、訪問税を検討しているということだったんですけれども、おっしゃるように、一括交付金がいつなくなるか分からない中で、今自分たちで自主財源をどれぐらいつくるかが課題になっていると思いますが、この訪問税ですが、竹富町にも視察に行つてこられたということで、座間味村で導入する検討をしていると思います。これからいろいろとあると思いますが、どれぐらいをめどに導入していくのか。

また本当に訪問税で検討しているのか。美らしま税で見直しがなぜ行われぬのかということ。美らしま税を見直すことでの税の収入ではなく、訪問税を使うメリット等があるのか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

今導入しています法定外目的税の美らしま税は、それはあくまでもこの名前のおおりに、使途目的とした税金であり、今後導入を検討しているのは法定外普通税です。いわゆる竹富町も考えています。先ほどの説明でもさせていただきましたけれども、村に係るあらゆる経費、例えばごみ処理、上下水道、道路整備、観光地の整備とか、そういった経費にも充てられるので、村としては、この法定外普通税のほうにシフトできたらと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ということは、もし普通税のほうを採用されれば、この目的税、美らしま税は廃止するというお考えですか、伺います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

私たちが今、その勉強をしている最中ですので、同時に並行できるのか。要は片方なくしてやるのかという、まだそこまでの学習はしておりませんので、この辺はまた追って御報告をさせていただきたいと思えます。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。そこにあまり時間をかけずに、できるだけ早めに検討していただいて、目的はどの税をどこから取るかではなくて、しっかりとした課題にお金が充てられるかどうかなので、ごみ問題等々については、またシーズンが始まると観光の方がいらしてくると増えてしまいますので、そのときにごみ処理費、処理費もどんどん値上がりしていつているのが現状です。その中でお金がないからほかの予算をごみに関しては、県や国の補助がない分、自主財源でやらないといけない中で、本当は充てないといけない予算を削って、ごみに充てるという構造にならないようにするには、できるだけ早く検討していただいて、私としては、せっかくつくった美らしま税の税額を上げる、住民カードを基準にそれ以外で来る方に負担してもらおうというのは、めちゃくちゃ理にかなっているし説明もつきやすいと思えます。ごみ以外のところでインフラ整備とか、防災面でも必要であるならば、美らしま税にそういった文言を追加しても可能ではないかというふうに思います。どうしても増税、増税の世の中で、また税金が新たにつくられるのかというのに、どうしても抵抗感も感じますし、今あるものの中からこういう理由なので、見直しをした結果、「観光の皆様

には、これだけ負担をいただきます」というほうがまだ聞きやすいかなと思います。この辺は検討しながら、できるだけ早く対応してもらいたいと思います。

次に、村営バスについて伺います。阿嘉～慶留間線の試験運転について、前回提案させてもらいましたが、進捗状況を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

おはようございます。本日よりよろしくお願いいたします。それではお答えします。

9月議会でも御説明したとおり、運転手の不足により阿嘉～慶留間間の運行ができておらず御迷惑をおかけしております。運行させるには人員確保が最優先と考えており、一括交付金を活用した大型二種免許取得者を現在募集しており、予定者が今それを活用しようとしているのが3名おります。また旅客輸送を目的としていますので大型二種免許保持者は必要不可欠で、大型免許所持者以外の者が試験的に無料で運行し、重大事故等が発生した場合は、ますます運転手の確保が厳しくなると考えております。運転を開始してしまえば、簡単には運休することもできないことから、二種免許取得者が増加し、座間味路線が安定的に運行できる状況になれば、前向きに検討してまいりたいと思います。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

この村営バスですけれども、確かに運転手が不足しているのも皆さん知っていると思います。一括交付金を充てて、二種免許の取得者を増やそうという取組も理解していますけれども、どうしても座間味村の中で3島1村の中で座間味島だけが今、運行している。二種免許を持っていない方が運転しても料金は徴収せずに運行している。阿嘉、慶留間はそれができないというのは、どうしても不平等さを強く感じるんですが、おっしゃるように一度走らせてしまったら、なかなか停止がきかないというルールも理解はしていますが、であるならば二種免許を持っていない方が運転する際には、料金を取らないで運行する座間味島のバスですが、これも止めるべきではないかと思います。極論かもしれないですけども、座間味村ではやるけど阿嘉、慶留間ではやらないというふうにならなければ、一般的には聞こえられないので。試験的に事故が怖いからやらないとかではなくて、別にバスではなくワゴンカーとかでも構いません。どこに何時にバス停を設置して、ニーズがあるのか。そういったのも調査の名目上、試験的にやる必要があると思いますが、バスの運転手がそろってからということになると、見通しが全く立たないという認識になりますが、そういう認識でよろしいですか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

そうですね。先ほども答弁したとおり、無料で運行した場合、重大事故が発生した場合、ますます運行が厳しくなると。座間味島におきましては、運転手が休みの間のみ、我々のほうで運転しておりまして、継続的に無償で運行しているわけではありません。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

では、なぜ座間味島では二種免許を持っていない方が運行できているんですか。事故のおそれはないんで

すか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

その辺は、我々は私を中心として課長の責任で行っております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

であるならば、同じ課長の責任で同じ座間味村内の阿嘉、慶留間線で運行することはできないんですか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

ですから、今の運転手が休日のときのみ、我々が運転しているという状況にあります。阿嘉で運行した場合、これがずっと取得していない方が運転することになりますので、その辺でやはり運行するには料金を取って運行するのが好ましいと思いますので、阿嘉に関しましては、人員が増加したときから運行しようかと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

であるならば、役場、行政としては、宇慶留間線のバスはこういうふうに試験運行をしたいんですけども、免許所有者がいないため今、困難と。そういった経緯をしっかりと阿嘉、慶留間の方々に説明して、そういう努力をしてもらわないと。座間味だけが運行して阿嘉、慶留間はないじゃないか。「課長の判断の下で、座間味はやっています」と今おっしゃいましたけれども、じゃあ阿嘉、慶留間は課長の責任の下で、できないのか。私もおっしゃっていることは分かりますよ。人間がいない、人間がいないというのは、別にこれは行政の問題ではなくて、地域全体の問題として捉えないといけない。そのためには、まずそちらか側が、行政側が試験運転しますよという経緯も含めて平等に行うために、こういうことをやりますよというまず取組の姿勢をもっと出してもらわないと。単純に人がいないからでは、「じゃあ座間味も止めろ」という形になりかねないと思いますので、ぜひですね、経緯の説明とこういう試験的な努力をしたい。やりたいんだけども、どうしても運転手がないから常に二種免許を持っていない人が運転する試験運転はできませんと、法律上も難しい、いろんな危険性があるのもということで現状をしっかりと説明していただいたならば、我々も「あっ、そうか」と、じゃあ我々でもっと大型免許を取る人が必要だよとか、二種免許も必要だよとかというこの一般の私たちにも問題を共有して解決に向けて、取り組んでいく方向性がつくれると思いますので、ぜひともこの説明をしっかりとやってもらいたいと思いますが、いかがですか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

分かりました。それではその件につきましては、ホームページ等で、皆様へ御説明したいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）



等々を含めて許認可が必要となってきます。そういった状況の中で、有資格者がいない状況で許認可が取れるのかどうか。まず一つそこが問題で、さらにその許認可を取らないで、二種を持っていない人に試験的に料金を取らないで走らせてもいいんじゃないかという御提案、これはこの前、前回は聞いておりますので、その辺が実際にいわゆる法律的に問題がないのかどうか。それが問題なければ運転手の確保ができれば、またそういった試験運行をするというのも一つの考えだと、私は前にも答弁をさせていただいておりますので、そういったところを含めて、関係機関と調整の上でできるのかどうか。できるのであれば、運転手が確保できるのかどうか。これは二種免許を持っていない人も含めてです。そういった状況を一つずつクリアしていく中で、試験運行も含めて検討させていただく中で、最終的にある程度お答えができる環境になりましたら、また説明等々を含めてやっていきたいというふうなことで御答弁をさせていただきたいと思っております。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

前回の定例会、一般質問でそのバスについていろいろと質問しましたが、そのときに試験運転を提案させられました。じゃあ9月から現在は12月ですけども、その関係機関との調整というか、できるかできないか。どこまでそういう話合いをしたか、何か要望を送ったのか、話合いの場を開いたのか、進捗状況を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

大変、申し訳ございません、ここはまだ聞いておりません。今私たちが行っているのは、先ほど話したとおり、補助制度を使って二種免許取得の村民の皆さんといますか。二種免許取得者を増やそうという事業をさせていただいておりますので、これがもう募集は終わりましたか。まだ実施中でございます。その結果も踏まえて、次の段階としていろいろな取組をしていきたいということでございます。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

御存じのとおり、議会だより等も今一生懸命つくって、皆さんの一般質問を載せて、QRコードで議事録に飛ぶ、答えを探せるような仕組みで進めています。どうしても議会だよりを一般の皆さんに知ってもらって、議会で何が話をされているのかも知ってもらいたいという思いでやっています。なので、私がこういう質問をしたというのは、座間味村みんなが知っていると言っても過言ではありません。なので進捗状況等々、特にバスに関しては阿嘉、慶留間からは強い要望があります。それが今どうなっているのかというのを、しっかりと説明、ホームページに載せるのもいいですし、先ほどの繰り返しになりますが、現在、バスの運転手がない現状、行政だけではなく皆さん地域としても一緒に考えないといけない課題等について、説明していただいて、みんなでこの問題を解決してよりよい観光立村になれるよう持っていきたいと思っておりますので、ぜひそのところはよろしく願いいたします。

次の質問にいきます。「平和の塔」の土地問題についてですが、9月の議会前に行われた全員協議会において説明がありました平和の塔の用地問題の件ですが、令和3年から話合いが行われているということでしたが、いまだに解決していない原因は何か伺います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

「平和の塔」の土地については、令和3年1月に座間味村戦跡及び戦争記念碑等環境整備事業の調査際に、平和の塔が建立されている場所及び往来する道において、個人が所有する土地の一部が含まれているということが発覚し、話し合いをさせていただきました。しかしながらコロナの影響等で約1年ほど話し合いの場が設けられないという状況もありましたが、現在はまた話し合いを再開しているところでもあります。しかしながら、土地の価格、賃貸借料、用地の取得などで所有者に納得いただけておらず、まだいまだ解決には至っていない現状であります。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

この平和の塔の土地の問題がずるずる長引くと、せっかく平和の塔の場所も、そういう何か問題がある、こじれている土地というのは何かあまりいい気もしないんですが、説明のときにいただいた土地の価格と賃貸借料及び用地取得について、その地権者の求める金額と評価額のほうに大きな隔たりがあるんですが、評価に基づいた適正価格でその土地の件に関して行っていないと、今後の村の用地問題、これ以外の用地の問題にも大きく影響すると思いますが、村としてはこの価格等々についてなんですが、どういうふうに対応していくのか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

村としては、令和3年3月にとりあえず今現在の平和の塔が建立されている土地の価格を、不動産鑑定士による評価に基づいた適正価格で解決に向けて話し合いを行いたいと思っております。鑑定による具体的な評価としましては、1平米当たり1,350円の用地取得。賃貸借料については顧問弁護士の見解としては通例、5年を遡ることが妥当だと回答を受けており、料金について村の賃貸借料の相場を加味して1平米370円で村として提示してまいりましたが、地権者からは用地取得、賃貸借料ともに1平米当たり1万円の提示があり、双方大きな隔たりがあります。地権者からの理解が得られない場合は、村としてもやはりお互い所有者と村の言い分がありますので、やはり最終的には弁護士も交えて法的に解決することがベストなのかと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

今おっしゃっていただいた評価額と、土地の所有者が求めている金額とかなり大きな差が出ていますが、これちなみにですけれども、平和の塔の移設、塔をどかしてしまってその土地、問題解決しないのであればもうお返しするという事も考えたりとかはしていますか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

今、西田議員からの御指摘のとおり、何度か地権者と交渉を続けていますが、今回御指摘のあった件で、私たちも村の考えを再度、土地の地権者に説明して納得がいかない、合意が得られない場合は、やはり村としても勝手に土地を使用していますので、やはり合意が得られない場合は速やかに平和の塔の移設を検討し、

土地の返還に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

座間味村の戦後、戦争中か、いろいろな歴史的な背景もある中で、今この平和の塔でいろいろもめているというのは、やはりあまり気持ちもよろしくないの、そこはしっかりと地権者とも話し合っただき、金額に関しても評価額、これが基準になると思います。そういうのも難しいのであれば、おっしゃっているように、土地の返還をして移設をして、皆様がそこにしっかりと手を合わせにいったときに、そういう気持ちよくと言ったらおかしいですけども、何といえますか。表現が難しいですけども、きれいな形で、土地問題については解決していつてもらいたいと思います。また結構、座間味村はそういうトラブルがなんか多いような気がしますので、いいはいい、悪いは悪いで、是々非々でしっかりと対応していつてもらいたいと思います。一日も早い問題の解決、ぜひよろしく願いいたします。

次の質問にまいります。座間味村地域総合施設についてなんですけれども、座間味村地域総合施設の設置及び管理に関する条例において、本村が今利用者と裁判を行っていることについてなんですけれども、現状のほうをお伺いしたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

おはようございます。本日も一日よろしく申し上げます。

現在、この座間味村地域総合施設の設置及び管理に関する条例につきましては、裁判が現在継続しております。今回のこの議会での答弁が裁判に影響を与える可能性があるため、内容についての答弁は差し控えたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

裁判中なので、前回もほかの裁判でもいろいろ聞いたら、「裁判中なのでお答えできません」という答えがあったので答えられないということで、ただ双方のほうから和解案が提示されていると思います。私もこれは私なりに聞いた情報で聞いたところ和解案が出ているんだけど、なかなかその和解案にお互いが納得できないということで、その和解案について可能な範囲でいいんですが、教えていただけませんか。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

和解案については、双方でおっしゃるとおり案を出して協議いたしております。しかし合意に至りませんでした。よって現在も裁判は継続しております。先ほど申し上げたんですが、ここでの答弁が裁判に影響を与える可能性があります。そのために和解の内容については答弁を差し控えさせていただきます。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

和解案についても答えられないという回答でありました。難しい問題ですね。裁判というものが、私も当事者ではないからそこまで首を突っ込むこともできませんし、ただ総合施設の設置及び管理に関するという

ことで、村のものについてのこの裁判です。一刻も早く解決に導いてもらいたいと思いますし、和解案がお互いに提示されているということは、どこかの落としどころを探しているんだと思います。建物も見て分かるとおりがいすし、これまでの経緯もいろいろと双方からちょこっとですけれども、周りからも聞いた話もありますので、できるだけ穏便に丸く収めていただいて、あの施設をより一層、島の商業の発展、話に聞くと元々は農業施設関連のための施設だということで、私のほうも今一次産業に一生懸命力を注いでいます。観光立村で本当に一次産業が乏しい座間味村で、これからの活路を見出すには観光業掛ける6次産業化だと思っています。そういうこれからの可能性をもっと行政側にもサポートしていただくためにも、この総合施設、円満な解決をしていただいて、この一次産業、観光産業に頑張る皆さんがよりいい形でお互い切磋琢磨できる環境づくりのためにも、よろしく願いいたします。

そうですね。私のほうの一般質問は以上になります。今年も終わりますが、また年明けから一緒に頑張れるよう、皆さんもよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○ 議長（宮平喜文）

これで西田議員の一般質問を終わります。

続きまして、5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

おはようございます。本日もよろしく願いいたします。まず一般質問を行います。

去る9月定例会の一般質問について、その後の進捗状況をお伺いします。台風6号時における、長時間停電の根本的な原因は特定できたのか。渡嘉敷島だということですがけれども、大きい島ですから、1か所だけだったのか。複数か所の停電があったのか。具体的に分かれば答弁をお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

前回の議会でもお答えさせてもらいましたが、沖縄電力の回答では、渡嘉敷村内の倒木があり、配線の切り替え等に時間を要したということです。基本的にそこから座間味に送電できなかったという原因があるんですけれども、その細かい何か所、配線が切れたのかということまでは確認はしておりません。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

ありがとうございます。渡嘉敷島が原因だという、具体的にどこどこというのはなかなか説明しづらいということなんですが、私先週、今クィーンズまみがドック中なので、マリーナインで那覇を出たんですが、やはり渡嘉敷集落の上の道路を過ぎてから渡嘉敷集落まで行く間が、やはり高い木があつて高圧線に触れるような風が吹いたら間違いなくひっかかるようなところが何か所か。バスの中から見たんですけれども、ああいうところが多分原因ではないかと思って、だから事前に枝打ちはやっているとは思ってますけれども、意外にすごい風が吹いたので、それ以外のものが揺れてひっかかったんじゃないかと思うので、その辺、沖縄電力も今後、長時間停電が起きないような努力を重ねていければと、それで村も渡嘉敷村も含めてお互いに連絡体制をとっていければと思います。

関連してですが、この長時間停電は、通信インフラが使えなかったと。大体停電後18時間か20時間ぐらいで、バッテリーが切れてできなかったと。各公民館施設等は発電機とか村から支給された防災の大きいバッテリー電源で携帯電話は十分に100%充電できているんですけれども、いわゆる通信ができないという状況です。ちょっと矛盾感が出たんですが、その辺この各通信会社とその辺での協議は行ったのかどうか。

あれ以降ですね。回答を得られたのかどうかをお伺いします。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

一般質問の事前通告におきましては、沖縄電力と各通信会社とありますので、総務課のほうでは各通信会社の件で御回答させていただきます。まず通信会社との協議は現時点では行っておりません。いわゆる通信会社におきましても、座間味村のみならず多分、沖縄県全体で影響が出たと思いますので、時期にまた様子を見ながら通信会社と話ができる 때가あればその時に確認をして、座間味ではどういう対応が今後必要なのかというのは確認できたらと考えております。

本村において、防災無線に関しては、今の通信会社同様、継続的な使用が可能になるような対応を優先して検討しています。内容としましては通信会社と一緒に、防災無線のバッテリーももたなかったということで、バッテリーの寿命とかもありますので、防災システム自体の今後や修繕、改修または更新も含めて今後、検討していきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

産業振興課のほうでは、電力との協議について、お答えいたします。

11月9日に、沖縄電力が来村いたしました。停電の原因、無電柱化についての協議を行っております。原因につきましては先ほど申し上げたとおり、総務課長が申し上げたとおり、渡嘉敷での停電により送電ができなかったのが、座間味村での停電が大きな原因だということを知っております。今後の対応としましては、座間味、渡嘉敷での無電柱化の推進と、送電線付近の枝葉の伐採による電線防止を図りたいという報告を受けております。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

ありがとうございます。電力も前向きな検討をしているということで、状況を伺いました。ありがとうございます。その件はまた後々また来シーズン、またどんな台風が来るか分かりませんが、万全な体制をとっていただければと思います。

それから慶留間港のいわゆる側溝の蓋が取れてないと。当時担当課長は、全部グレーチングにしたほうがいいんじゃないかという回答、私もそういうのがいいんじゃないかという質問をしたんですが、あれから全然、進捗状況が進捗状況というか、全然進んでいないような状況なんです。県の管理ですから県のほうが予算を多分確保すると思いますが、これ県からの対応はあったのかどうか。お伺いします。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

お答えします。港湾管理事務移譲により、県港湾課より修復に係る交付金が交付されております。今回の議会において、側溝の蓋、修繕を補正予算として計上しております。議会で可決されれば早急に対応してまいりたいと思っております。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

早急に、これ予算計上して予算確保はできているということですか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

今日の議会において、補正予算で予算を計上しております。それが可決されれば早急に契約し、修繕したいと思います。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

ありがとうございます。地元とか、阿嘉の方もよく棧橋を利用される方は、今はカラーコーンと黄色と黒のトラロープで注意喚起をしているんですが、初めて来る方はなかなか分からなくて、非常に危ないんです。特に夜間、阿嘉島からよくドライブがてら慶留間港に來たりするのも見受けられますので、ああいう方々に事故が起こらないように早めに対策をしてもらいたいと思います。よろしくお願ひします。

次に、泊港南岸の交通渋滞についてですが、今は観光客も落ちついていますが、なかなかないと思いますが、フェリーが泊港に接岸時に、タクシー及び一般車両、これは島の方が迎えにくるという車が、片側一車線の道路を占領して、交通渋滞が起きていると。あつちは市道なのか県道なのか分からないんですけども、この利用する一般車両が非常に迷惑をかけていると。利用者の村民としても心苦しいことです。横断歩道も一気に人が渡ったりするので、事故が起こるとも限らないので、この辺ちょっと物理的にどうにかしてというのは、ちょっと難しいと思うのですが、今は村としてどうお考えなのか、お伺ひします。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

お答えします。港湾道路を利用する一般車両等が迷惑をかけていることは我々も承知しております。道路の幅員、公共等の整備計画について、那覇港管理組合計画建設課計画班に確認したところ、現状を確認していきたいとのことで、現段階においては整備についての計画はないというふうに回答をいただいております。通行事故等が懸念されることから、那覇港管理組合に対し整備に向けて働きかけてまいりたいと思います。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

ありがとうございます。これは何年か前も一回、タクシーのそういうのがありまして、口頭注意か何かで、一旦減っていたんですけども、今年目立つようになって、これを分からない運転手がお客さんが今はないので、そういうフェリーの入港時間に合わせて、多分渡嘉敷側もそうなるかと思いますが、高速艇のタクシー待ち場が約1車線分、タクシー乗客待ちのあそこは大分解消されているんですけども、こっちのフェリー側はこのタクシー待ちの分をやると、ただでさえうちの狭い荷役スペースですので、やはり荷役作業にも支障がかかるので、なかなかそれもできないので、これからなんですけど、以前もとまりんの2階側から、ボーディングブリッジで通路を渡してという提案があったんですけど、これしか方法が渡嘉敷、栗国も含めてです。ボーディングブリッジにして、いわゆるお客さんも安全に、タクシー待ちは、とまりんの玄関口でタクシー待ちをするというような形の方法はとれないか。これも那覇港管理組合とのあれで関係するんですけど

れども、村長が町村会の会長、離島振興会の会長である今の肩書があるうちに、在職中にできなくても、やはり村長がいる間にきっかけをつくってもらえればと思うんですが、村長いかがですか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

泊港の南岸、北岸の整備等々につきましては、座間味村のみならず、南部離島協というのがございます。座間味村、渡嘉敷村、栗国村、渡名喜村、久米島町、南北大東の7町村が参加をしております、その中でもいろいろお願いをしましてまいりました。港湾の話ではありませんけれども、例えば学生寮に関しましても、そこが中心になって完成をさせた経緯がございます。元議長でするので中村議員もよく存じ上げていると思いますが、そういった中で、泊港の南岸、北岸に関しましての整備に関しましては、屋根付き歩道につきましては、了解をさせていただいて整備をしていただき、現フェリーが就航する際には新たな泊めるピットの設置とか、いろいろなことをさせていただいておりますが、ボーディングブリッジに関しましては前々からお願いをしておりますが費用対効果等々を含めて、なかなか了解をいただけないのが現状でございます。その辺は、ほかの代替案がないのかどうかも含めて、これまでもお願いをしてきておりますので、座間味村といたしましても、南部離島協の場合は、私は今は会長はしておりませんが、そういったいろいろな団体を通じて、泊港の安全確保等々につきましても、しっかりと要望をさせていただきたいというふうに思っております。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

ありがとうございます。県も離島振興、離島振興って言っているんですけども、沖縄県自体も離島県でありまして、やはり自分たちの村長もよく分かると思いますが、長崎とか福岡でも離島航路の本島側の港の整備、相当進んでいるんです。離島はいわゆる次もあるんですけども、バリアフリーとかいろんなのがあるんですけども、本島側が全然受け入れ、港の整備は全然、ボーディングブリッジとか、ポンツーンも整備されていないと。本当に沖縄県が離島振興といいながら自分たちのいる本島側は、全然港の整備ができていないと。その辺、次の北岸のバリアフリーの件も、ポンツーンですね。石垣はすごいです。石垣港側もちゃんと浮棧橋やって、泊は今、渡嘉敷、第一交通、3隻、高速艇がありますので、そこと連携して、これも要望を出してもらいたいと。前に話があったんですが、浮き棧橋をつくと港が狭くなるから。特に久米島フェリーがあれば回頭しますので邪魔になるというのであれば阿嘉方式、内堀式、トラップの分を掘り込めばすぐに対応できるのではないかと思うので、これに関しても渡嘉敷、第一交通連携して、これ要望、提案できないか。これも村長が一番ふさわしいと思いますが、回答をお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

まず前段は、課長が答える予定のを答えさせていただきたいと思いますが、まだこちらのバリアフリーについての要望、細かいところは座間味村としてはまだ要望書は提出しておりませんが、その件につきましては、那覇港管理組合建設課計画班に確認をさせていただいているところでございます。特に南岸同様、状況を確認していきたいという話が先ほどの質問の内容と含めて確認をしたいということでございますけれども、那覇港管理組合といたしましては、現段階においては整備についての計画はないという回答をいただいております。私どもといたしましては、整備についての必要性は感じておまして、過去にも口頭では浮棧橋の

件については、掘り込み式の浮棧橋ということも含めてお願いをしておりますが、構造上の問題等々含めてなかなか難しいという話がありました。それが一つ。それと沖縄県は確かに離島振興なくして沖縄の発展はないんだという言い方をされておまして、私もそこをうまくつきながらお願いをさせていただいているところなんです、この泊港に関しましては、那覇港管理組合が維持管理をしているところなんです、この那覇港管理組合は沖縄県と那覇市と浦添市が一緒になってつくっている一部事務組合でございます。そういった意味では、整備の場合に私たちから直接にあの辺の整備費用は出ないんですけども、どうしても直接、関係あるかどうかという意味では、那覇市であったり、特に浦添市からすると、費用負担のところでの財政需要というのに対して、どういう判断をするかというのは非常に難しいところがあるというのは、これまでも聞いてきているところでございますので、沖縄県だけではなくて、那覇港管理組合を組織をする那覇市、あるいは浦添市に対しても積極的に働きかけをさせていただく中で、その整備をすることによるメリットというのはしっかり訴えていく必要があるかと思っておりますので、その辺も含めてしっかりとまた私のできる仕事をさせていただきたいと思っております。その際には皆様方、議員の皆様方のお力添えもいただきながら、しっかりとこのバリアフリー化を含めて、安心安全な港づくりを進めてまいりたいというふうに思っております。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

ありがとうございます。関連してですが、以前にやはり泊港の整備、一番フェリーの陸クレーン策やるときに、那覇港管理組合としては、泊港にある離島航路を全部、那覇港に移したいということ聞いたんですが、やはりその管理組合としては、今も離島航路は那覇に移したいというあれがあって、泊港を整備しないのか。その辺ちょっと、あれから私が聞いた話も七、八年になりますので、その辺村長が詳しいと思いますので、その辺の回答できればよろしくをお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

この件に関しては、その移設を那覇港管理組合側が移設というか、バースを変更してほしいという気持ちがあれば、既に私たちに対して打診があるかと思いますが、ここ何年も私のところの耳には入ってきておりませんし、その私たちが要望している南部離島協等々含めて要望してきた中で、例えば屋根付歩道ができたりということを考えますと、今すぐあるいはこれから先に、沖縄県南部離島航路を那覇港を母港にすると思いますか、そういったことは考えていないのではないかとというふうに考えておりますけれども、あえて私が聞いて、そこが再燃するのも何なので、その辺は静観をしながら様子見をさせていただいて、何かあったときには、しっかりと今の場所がいいんだということによろしいですね。ということをお願いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

ありがとうございます。りくれんでも最初渋っていたのが、今はフェリーはりくれんで取れるようになったし、多分那覇港の場合は、台風時のうねりがあるから避難しないといけないというものもあって、それで動いて泊港にある程度開発していったんじゃないかと思っております。それにさっき言った、北岸側の浮棧橋、南岸のボーディングブリッジ等、泊港を開発して離島航路の拠点としていただくように、これから村長

ちょっと、今の肩書があるうちに頑張っていたきたいと思います。以上です。ありがとうございます。

○ 議長（宮平喜文）

これで中村秀克議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

今日一日、よろしくお願ひします。皆さん緊張しているみたいですから、肩の力抜いてください。課長ちょっと顔がひきつっていますよ。もう少しリラックスしてください。一般質問に入る前に、今年の文字は「税」ということで、行政側には関係があると思いますので、私もそう思いました。今年の文字は税になるというのは。いろんな税がいろいろありましたので、今年はそういうことで、ひとつよろしくお願ひします。

それでは一般質問に移りたいと思います。いつも出している阿嘉港前の不法投棄について、ちょっとお伺ひしたいと思います。その後の進展を説明していただけますか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

お答えします。10月に所管であります県南部農林土木事務所と座間味駐在所立ち合いのもと、話合いを予定しておりましたが、放置車両の持ち主が島外へ出ていったことから話合いはできていません。島への戻りができたらすぐに話合いができるよう県南部農林土木事務所、そして座間味駐在所、村と調整ができております。島に一時的に戻ってきても翌日には島外へ出ていくため、話合いができていない状況が現在続いております。それに県南部農林土木事務所指導の下、共同催告通知書を送付する予定であります。それから今月下旬には車両に貼り紙を貼りに、県のほうから来る予定となっております。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。これは前々から一応お願ひしているんですけども、撤去してくれということで。これはこの車に関して、車が何台、バイクが何台放置されているかというのは、一応承知していますか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

台数は承知しております。ただ現在、資料等は準備しておりません。事務所に戻れば何台というのは、報告することはできます。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

その車に関して、車、バイク、所有者はこの方と絞り込んだということですか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

バイクに関しましては、そこまで私は把握しておりませんが、車両に関しましては1台だけ持ち主が違うのは、はっきりしております。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

その1台というのは、名義人じゃないということでの放置されているということですか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

はい、おっしゃるとおりです。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

それですと、やはり撤去させるのはちょっと難しくなりますよね。名義人が村内にいないということですか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

そうです。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

ますます難しくなってくるというのが、また現状ではないかと思うですけれども、この放置車両が橋の下にもまた増えていますよね。それがとんでもない形になってしまっているもので、あれは景観にも相当悪いです。ぼろぼろの状態、橋の下に、ちゃんとしたアスファルトが敷かれているところに、1台置かれているものですから、あれはやはり観光客が戦場地跡じゃないかというぐらいの、笑いをとるぐらいのそういう話を冗談交じりで言うんですけれども、その辺を私たちとしてはそう言われたときにショックなんです。その辺をやはりどうしても早めに県との不法投棄で強制執行でも早めにやるような形で、放置されている所有者がそういう逃げているというか、避けているというか、住宅も私は知ってはいるんですけれども、なかなか戻ってこないということもあるんですけれども、それがやはりタイミングを見て、早めにその本人に伝えていかないといけないんじゃないかと思います。またバイクも家の周りにもありますので、この辺は通路としてもまた、通行の邪魔になっていますので、ぜひこの辺は片づけるように早めをお願いします。それについていかがですか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

漁港内にあります車両等に関しましては、南部農林土木事務所が主体となって、村が応援する形で撤去に向けて取り組んでまいりたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

放置車両に関しては、やはりこの手順というのがありまして、この手順はちゃんと踏んでいるんですか。この車両の放置に対しての手続の仕方です。1番目に所有者ですよ、置かれている場所の見取り図をちゃんとこの地主に見取り図で放置されている撮影とか、そういう手順があるんです。その手順を踏まえた上で県のほうにそれを申請しているのか、その辺はどうですか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

漁港施設内に関しましては、県のほうも現場確認を何度も行っております。そして今ですね、県主体で彼と面談するという形で進めております。もちろん駐在所立ち合いのもとなんですけれども、我々村主体で行うのではなくて、県主体でその放置車両に対する課題は解決していく方向で進めております。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

これについて、やはり今後どういうふうにもうちょっとアクションを与えていいんじゃないかと思うんですけれども、それについて村長、どうですか。

そういう形でぜひ、駐車場ができるような放置車両を片づけて、早めをお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

先ほどの課長からの答弁とかぶるところもございますが、私たち座間味村行政側でできることをしっかりとやっていきたいと思っておりますし、何よりも気持ち、考え方というのは垣花議員と一緒にございますので、私たちが非常に残念な思い、あるいは悔しい思いをしているところがございます。顧問弁護士にもお願いしながら刑事告訴させていただいたりということで、これまでもしてございまして、その結果がなかなか形として現れないのは、逆に申し訳ない気持ちもありますけれども、これからも引き続き一緒にタッグを組んでいただきながら、この放置車両の一扫も含めて頑張っていきたいと思っておりますので、ぜひ御協力、御理解をいただきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。ぜひよろしくお願いします。

もう一つのほうです。無電柱化について、先ほども話が出たんですけれども、この無電柱化について、先月、沖縄電力からの説明会があったと思うんですけれども、それについて参加されたかお聞きしたいです。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

お答えいたします。9月定例会以降の無電柱化に関する動きを御説明いたします。10月12日に、令和5年度沖縄ブロック無電柱化推進協議会幹事会の会議が、沖縄電力で行われました。この会議では、本村を

含む12市町村が協議会に新たに加盟し、県内41市町村全てが加盟したことになりました。県内全ての市町村がそろった初めての会議となっております。その後また10月23日に、国会における岸田総理大臣の所信表明演説の中で、沖縄の離島をはじめとした地域での無電柱化を加速するという表明がありました。沖縄県の担当部局からは、沖縄の離島の部分については座間味村、渡嘉敷村と認識しており、これから座間味村、渡嘉敷村における無電柱化が加速するので、連携し進めていきたいと思います。11月9日、沖縄電力が来村し無電柱化について、初めての協議を行いました。沖縄電力からは総理大臣の所信表明を受けて、沖縄総合事務局から座間味村と渡嘉敷村と早めに協議を行うよう指示があったと聞いております。協議の内容については事業費、無電柱化の事業期間、協力体制について協議を行っております。それから11月20日、令和5年度沖縄ブロック無電柱化推進協議会委員会、これは委員会というのと、幹事会があります。幹事会は課長レベル、委員会というのは村長レベルの会議があります。その会議が行われ、那覇テラスでその会議が行われております。この会議は、県内41市町村全ての市町村長及び代理が出席した初めての会議となりました。本村からは村長が出席し沖縄県離島振興協議会会長の立場と、座間味村長の立場として離島における無電柱化の推進の必要性と、各部局に対して協力の要請の意見を述べております。今後の本村における無電柱化の流れを申し上げます。今年度中で、座間味村無電柱化推進計画を策定いたします。この計画がなければ補助を受けることができません。その後、財務省無電柱化計画の中で、計画期間や路線の選定、ルートを定めていきます。まだ無電柱化推進計画、まだ策定ができておりません。年度内策定する予定ですが、できておりませんので、細かい内容については未確定でございます。行程につきましては、令和6年度より設計を行う予定となっております。工事につきましては、設計の内容を踏まえ、費用を算定し財務省とも調整をしながら計画を進めていきたいと思っております。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

着々と進めていますね、立派です。この工事のやり方がまたコストを抑えるための4つの種類があるらしいんです。以前されたもの、無電柱化のほうは何か古いらしいんですけれども、一応そういう話が出ていますので、ソフト地中化とか、小型ボックスとか、既存ストック活用方法というのがあって、もう一つは先行埋設というのがあって、4つの種類があって一番何かコストを抑えられるのが、マンホールをうまく利用した、そういうのが一つあるらしいです。その一つの中に、コストをかなり安くできるという話が出ていますので、そういうのをうまく利用してぜひこれから先、進めていっていただきたいと思っております。立派だと思っております。よろしくお祈いします。

あともう一つ、村内空き家について、令和5年6月に一般質問を出したんですけれども、空き家について、どのような対策をされているかというのをお聞きしたいんですけれども、よろしくお祈いします。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

令和5年6月の一般質問で私たちも答弁させていただきました。空き家の対策について、先行している自治体のほうから情報収集を行いました。私たちの認識としましては、空き家についての定義、要は空き家、所有者が不明、相続者が見つからない等の建物というふうになっております。現在空き家のこの件で空き家を現在把握している物件は2件あります。それを踏まえて、今後その2件なのか。また増えるかもしれないですが、そういった増えないような対策、またその空き家の対策の本村に合った対策ができるか、少しこれからはまた勉強しながら検討していきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

空き家に対して補助金があるのを御存じですよ。その空き家に対する補助金を受けて、家主とかそういう今、空いたままの状態の家というのは、ほとんど本人たちがどうしていいかわからないのが多いと思います。私の知っている限りそうなんですけれども、そういう空き家補助金をうまく利用して、そういう助成金もあるんですけれども、この空き家定住住宅、高齢者の入居に対してはオーナーが最大の4万円で貸すことができるという補助金があるわけです。そういうのをうまく活用して、やはり家主にそういう説明をしたら、私は解決が早いんじゃないかと思うんですけれども、うまくこういう補助金を利用して空き家の主に、そういういろんな説明、補助金にはいろんな種類があるんです。それを見たらいっぱいあるんですけれども、多分そういう家主なんかはそれ知らないと思うので、そういうのを説明しながら空き家対策をしていったらどうかと私は思うんですけれどもいかがですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

今お話しをされた太郎議員の空き家についてという定義なんですけれども、恐らく太郎議員のお話では要は主も、家の所有者も家族が全員分かる。連絡がとれるところが空き家という認識なのかと今、思っております。村としては、その家の所有者そういった不明なところが空き家としての認識ですので、今太郎議員がお話をしたような空き家対策、村でいう空き家ではなくて、そういった所有者が分かるところの活用方法については、また今御指摘があったように考えていけたらと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

今、空き家で、空き家と言ったらいいんですかね。この今のお話を聞いたら、誰もいないお家がありますよね、あれは空き家とは言わないということでもいいんですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

やはり他の自治体において、本当に土地の所有者が不明、それも親族等も、この名義人と誰とも連絡が取れないというのが基本、空き家の定義となっていますので、今太郎議員のお話したのは、見た目は空き家だと思います。しかしながら所有者は分かっているという意味だと思いますので、またその辺は空き家と言っただけなんですけれども、村の認識としてはそこは空き家ではないので、そういった所有者が分かっている、その建物が使えるかどうか、活用してほしいという意味だと思いますので、その辺は太郎議員おっしゃったように、そこはそこでまた考えていけたらと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

なかなか理解ができないというか、ちょっとどうしたらいいのかというのが私も迷っている段階なんですけれども、空き家として私のデータを出したところで今40件以上あるんです。40件から50件近くで、阿嘉島でも30件近くあるんです。それを空き家という言葉を使っていいですか。そういう形なんです。誰も

住んでいないお家です。そういう形で使わせてもらいますけれども、そういう住宅を減らしていかないと、やはりその座間味村に移住したいという方は結構いるんです。いるんですけれども、やはりこの住宅がない。住むところが足りないと、1軒家が欲しいとか、いろんな条件がいっぱいあるわけですから、そういう形で住民を増やして、子供も増える形になっていきますので、学校もそれだけ生徒が増えていくわけですから、それだけ分やはり空き家に対して慎重に考えてほしいと。その辺について、やはりこの空き家をうまく利用して、学校生徒も増やしていくと。そういうようなものをぜひ考えていっていただきたいと思います。ぜひよろしくをお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

垣花議員からお話がありました空き家というのは、村からしたら空き家ではないんですが、そういった情報はぜひ私、村だけでもなかなか調べるのは困難なのかなと。村の中で今その2件と出しているのは、要は固定資産税の納付書を出して連絡が取れないところが今、把握しているのが2件ですので、基本的にはあとは納付がされているものですから、所有者がいて要は活用しているか、していないかも、今実際はそこら辺分からないところもありますので、今後そういった情報を頂けたら、こちらのほうでもそういった対策が取れるのかと思いますので、垣花議員から先ほど把握しているものがありましたら、村のほうにも情報提供していただいて、今後活用できたらと思いますので御協力よろしくをお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。とにかく空き家をなくしてください。そういうことですので、よろしくをお願いします。

次に移ります。阿嘉新港の防波堤について、今年の台風で波が上がってきているんです、スロープのところ。一部そこのごみがいろいろと上がってきているのが、かなり船を泊めているところに結構いろんなのが上がってきています。ちょっとした台風にすぎないんです、方向的には。それでもやはり波が上がってきていますので、それで大きな台風がきたら、あのスロープのところの船はみんな流されるのではないかとというぐらいの、そういう方もいましたので、その辺について防波堤をどうするのか、今やっているのが防波堤なのか。それともこれから新たに防波堤ができるのか。その辺をよろしくをお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

お答えします。沖縄県南部農林土木事務所に確認したところ、新造船フェリーざまみ3、就航に伴い令和元年度より阿嘉漁港内の構造についての見直しを行っております。それがお手元にあります。変更前、変更後、2枚綴りとなっております。当初の計画では、第1防波堤先端の消波ブロックの撤去及び防波堤の幅員、これが阿嘉灯台のところ。そして第2防波堤の構造変更、これがポンツーン側、高速艇の泊まる場所の一部を撤去し、この内側に伸ばしていく。そして3番目に護岸道路の消波ブロックの新設、これが今現在行われている箇所です。そして第2防波堤の新設を考えておりましたが、専門家の見解では、第2防波堤の新設は効果が見込めないため、新設をする必要はないという判断で現在、先ほど述べたとおり、第1防波堤先端の消波ブロック、そして第2防波堤の構造変更、護岸道路の消波ブロックの新設を行っております。

また県の計画では港内静穏度、船舶が安全に停泊できるかの指数を重複しており、高潮により変更前の港

湾と影響はほぼ変わらないという回答をいただいております。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

これも何かちょっと分かりにくいんですけども、もう一回説明してもらえますか、これ。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

まず変更前なんですけれども、この赤く塗っている灯台側、そしてポンツーン側にちょっと出ているところ。そして今現在あるこの防波堤の手前に慶留間側の手前の海岸沿いに、この防波堤を整備し、この赤いところここはしゅんせつする予定であったんですけども、変更後になりますと、まず先ほど述べたとおりこの赤い灯台側とポンツーン側は、工事は完了しております。慶留間側にありますこの防波堤は専門家の調査等により、港内への波の静穏度は影響ないという判断で、ここに整備する防波堤は削除されております。そして現在行われているのがこの工事です。今後、船揚げ場のスロープ側は、工事予定というふうになっております。ここに赤く塗られているのが工事をする箇所となっております。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

これで大丈夫ですかね。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

これは専門家の見解と、そして調査等を行った結果、そういった設計になっておりますので、問題はないというふうに考えております。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

こういう計画を立てるときには、やはりどうしても区民の方にそういうシミュレーションを見せてほしいと私は思ったんですけども、この計画をする前に。やはり地元のほうがやはり波のどういう強さというのをよく知っていますので、台風っていろんな形がありますので、やはりいろんな経験をされている方がいますので、そういうのはやはり区民に住民説明会とかやってほしかったと思うんですけども、その辺についていかがですか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

そうだと思うんですけども、計画自体がおとし、去年、近年で行われているものではなくて、大分10年近く前から計画を進めて、その第1案、現在の第2案というふうになっておりますので、それは必要だったと思います。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。こういう形で住民を中心に、シミュレーションを見せながらそういう形で、計画を立てるときにはぜひ住民にも説明会があってほしいと私は思います。私の質問は以上です。これで終わります。

○ 議長（宮平喜文）

これにて垣花太郎議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

おはようございます。やっと議員1年生が終わり2年生になりました。まだまだ至らないことがたくさんあり、分からないこともあります。よろしく願いいたします。時間も迫ってきているんですが、1時間ぐらいはかかると思いますので覚悟していただいて、よろしく願いします。

まず初めに、座間味港棧橋駐車場について、お伺いいたします。阿嘉島でも先ほども太郎議員から一般質問に上がっていましたが、座間味港棧橋でも他人事ではない状況があります。港湾管理者として駐車場の実態把握については、どのように捉えられていますか。お願いします。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

お答えします。長期間占領、そして放置車両の現状ですが、パンク車両が長期に放置されている車両は軽自動車5台、そして50ccバイク1台、自転車1台が放置されております。軽自動車5台につきましては、長期駐車禁止の貼り紙を貼り、撤去をお願いしたところ軽自動車2台は撤去されております。長期間占領車両は台数が多く、実態調査を行っていないため実数は把握しておりませんので、早急に実数を把握してまいりたいと思います。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

これはパンクして動かなくなった車に関して勧告、撤去するような貼り紙は、今現在3台はやられているとは思いますが、今年9月27日にも美ら島パトロールで指摘させていただきました。既に車検切れ、パンク、車の中は倉庫代わりにされている車両が幾つかありました。他府県の車検切れの車もあります。この状態が続くと放置車両だらけになり、朝阿真から船に乗るために棧橋に来たら止める場所がない、荷物を取りに来たら止める場所がないというような状態になり、観光地として島の玄関口としても、それはいいことではないと思います。この美ら島パトロールは9月27日に行われたのですが、この最近になって貼り紙は私も見ました。長期駐車禁止、至急撤去という貼り紙は見ました。しかし3か月以上たつてからのことで、縦割り行政というか、住民課と駐車場管理の船舶課のこの横の連携はうまくいっていたと思いますか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

港湾施設内ですので、我々は自分たちの業務内の範囲内と思って業務を進めております。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

実際、この駐車場のパトロールというか、そういうのは多分、船舶・観光課は忙しいので、そういうのはされていなかったのかとは思いますが、一昨日も私が調べたところ、船舶・観光課が管理している先ほど残っている3台のほかに、車検があるんですが、ずっと同じ場所に駐車している車が1台、12月で車検切れが1台、完全に車検が切れているのが2台、そのうち1台は他府県のもの、あと最近だと思われませんが、車検シール自体貼られていない車が1台、計5台ありました。貼り紙の3台を合わせると駐車場スペースは全部で55台です。その中で15%の割合で放置車両があります。こうなる前に早めに管理し指導ができれば、パンクしてからではなくて、車検が切れてからではなくて、主が誰だか分からなくなる前に打つ手はあると思います。先ほども阿嘉の放置車両の件も出ていたんですが、無駄な税金とか余計な職員の労力を、時間を費やすことなく、管理さえきちんとしていけば大事にならずにすみます。もちろん放置していた本人が一番悪い。でも無法地帯ではありません。みんなルールを守って生活しています。何につけてもそうですが、座間味村は管理責任の意識が低いような気がします。しかしそのことは住民全体の損失につながる。その前に傷口が浅いうちに対処したほうがよいと思いますが、村長はそれについてどう思っていますか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

そういうふうな指摘を真摯に受け止めなければいけないという部分が一番強いと感じておりますが、議員おっしゃったとおり、まず本人の自覚の問題もあると私は思っております。私どもはこれまで座間味港においても廃船、廃車については、非常に予算をかけたりもしながらも、これまでの経緯の中で撤去させていただいたり、阿嘉の垣花太郎議員からも御指摘がある放置車両についても、関係する県だけではなくて刑事告訴までして、いろいろなことをさせていただいた経緯もございます。だからとって、全て私たちが正しいというつもりもございませんが、ここはぜひ行政だけではなくて、村民の意識も私は大切だと思っております。そういったところで行政と議会が一緒になって、村民の皆様にそういった考え方を醸成していくのもとても大切かと思っております。ぜひともここは御理解をいただきたいと思っておりますし、私たち職員が全く何でしょう、怠慢をしていたというふうには私は思っておりません。その立場、立場でそれなりの仕事をしながらも多くの仕事を抱えながらやっている状況の中で、至らない部分はございます。全く完璧だというつもりもございません。ただ大変申し訳ないんですが、一緒にやってみましょう。私たちだけではできないことは、非常に多うございます。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

村長ありがとうございます。私もそう思います。こういうときに、じゃあどうしたらいいかという相談をする。一緒に考えるような場が必要、議会ではなくて、こういう問題が例えば住民から出たら、「じゃあどうしようか」という一緒に考えるようなシステムをつくったらいと思います。本当に今回、駐車場を朝早くいつも見回りをしていました。そして常に同じ場所、常に車検も切れているような、そういう車があるのを、例えばパトロールをするのに、例えばシルバー人材を使ったりとか、いろいろとあと周知するには各字の総会のときに、その旨を言うとか。いろんな発信の仕方はあると思います。この駐車場のことに関しては、

まだ一度もそういう発信も受けたことはないです。ぜひ行政のほうもいろいろと発信していただいて、そしてどうしようかという考えをみんなともに考えるのが私はベストだと思っています。

それであと、座間味村は陸つづきではないので、車はフェリーできます。そのときの対処の方法も何かあるんじゃないか。那覇からこの車を乗せたときの条件とか、そういう指導とかというの何かあるんじゃないかというふうに思っています。いろんなこう知恵を出し合いながら、こういう放置車両というのがないようにはしていただきたいと思います。

あと美ら島条例もあるんですが、これに関しても何か放置というのが定義がないような気がして、例えば1年なのか、1か月なのか。2年なのか、3年なのかという、そういう定義も何か美ら島条例を見ても、とても曖昧な感じがします。そこをもう少し、みんなで練ってこういう放置車両をなくすように、また放置船もそうですけれども、道路に止めている放置船もあります。主が分からなくなってからでは遅いし、こういうのは早めの対処が必要だと思っていますが、いかがでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩  
再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

先ほどの提案、ありがたいと思っております。いろいろな意見交換をする場を設けたほうがいいと思っております。それをただまちはちゃんとした組織づくりをするとか、定例化するというのがいいのか。あるいは例えば議員の皆様方であったりとか、区長であったりとか、そういったことについて話し合いませんかということで、不規則といいますか。その都度その都度設けるというのも一つの考え方であってもいいのかと。というのは、先ほど話がありましたように、美ら島パトロールというのがありますので、そういったところでまずはやるのが定例的なもの。さらに個別の案件等々含めて、議員の皆さま方から懸案事項があった場合には、その都度関係する部署あるいは関係する職員、あるいは関係する区長とか、行政以外の方々に集まっていたとこの一つの考え方としてあると思っておりますので、こういった形でやるのがいいのかは分かりませんが、こういった環境美化については非常に大切なことですので、ぜひとも一緒に協力をしていただきたい。というのは、座間味村美ら島づくり条例、これは税条例とはまた別なんです、国立公園にふさわしい美しい村づくりを推進していきましょうというのが大きな目的です。本村、事業者等及び村民等が協力して村内の環境美化を促進することだというのが、まさしくこの美ら島づくり条例なんです。ですからこれは、私たちはその条例を守る立場でいろいろな仕事をさせていただきますけれども、先ほどもお話をしました。一緒にやっていくべきだと私は思っております。そして何よりも村民の皆様、そしてここに来て、このフィールドとして楽しんでいただく皆様の個人個人の意識が一番大切だということは、私はそういうふうに思っておりますので、まずはそういったところも含めて、その環境を醸し出すためにもとても大切なことだと思っております。先ほど御提案のあった話し合いの場、ぜひ設けさせてください。また逆に提案をしていただきたいと思っております。これを定例化するかどうかというのは、すみません、また検討の余地がありますので、皆様方としっかりと議論をしていきたい。何度も言わせていただいて大変恐縮ではございますけれども、やはり行政もそうですが、我々条例をつくった行政、そして議会だけではなくて、村民の皆さんにそういう気持ちを持っていただくことが、一番重要ではないかと。起こってから対処するというのが私たちの仕事と

なってしまっておりますので、その前に何ができるのか。どういったことをやるのかというのが、まさしくこの美ら島づくり条例の根本だと思っておりますので、そこはぜひお互い同じベクトルで行政運営、一緒にやっていけたらというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

村長ありがとうございます。美ら島づくり条例、本当に私はそうだと思いますが、この中で先ほども言ったんですが、放置車両とか、放置の定義が何か曖昧なような気がして。例えば1年間放置したら勧告するとか。パトロールももちろん何回も私もやっています。実際にやっても、その後に改善されたところももちろんあるんですけども、されていないところもあります。そういった場合、どうしたらいいのかなとか。主が分からないとか。そうになってしまうと困るんです。だから主が分かるうちに勧告する。そういう方には例えばいろんな村の補助とかというのを、ちゃんとやってから補助しますというようなそういう部分もあっていいのかと思っています。もちろん住民が一番放置するのがいけない人だと私は思っております。ぜひ行政としてもそういう指導というのか。それもともにお願いしたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

まさしく私も賛同させていただきます。ただこの放置車両とか、そういった定義というのは多分、一般論決められているはずなんです。そういったところをもう一度私たちも確認をしながら、座間味村独自のルールづくり、定義という意味でのルールづくりが必要なのか。そういったところをしっかりとやっていきたいというふうに思っておりますし、また港の利用についても今回は今、車の話が出ておりますので、座間味港の港のあの場所についても、本来は駐車場ではありませんので、この場所をどういうふうな形でしっかりと、村民がうまく利活用できるような環境になるのかということも前々から県のほうとも議論をさせていただいております。解決に至っておりませんので、そういった形で村の方々、島の方々が利用しやすい公共施設づくりには努めてまいりたいというふうに思っておりますので、ぜひお力添えをいただきたいと思います。ありがとうございます。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

よろしく願いいたします。

次にいきます。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

午前に引き続き1番 又吉文江議員、一般質問の継続よろしく願いいたします。1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

引き続きお願いいたします。

次の質問です。偕生園の人員不足について。私も一応、偕生園の登録ヘルパーとして、どうしてもというときはお手伝いに行っています。阿嘉島にも派遣されることがあります。村長の奥様でとても頑張っておられるということもあります。現在の職員の人員の状況は把握されておられるでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

お答えいたします。私も偕生園運営推進会議の委員であります。人員不足の件は承知しております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

実際、今正職員は1名、ケアマネジャー正職員ですけれども、正規職員ですけれども、ケアマネジャー1名、契約社員、座間味島1名、阿嘉島2名、看護師登録が1名、そして登録介護ヘルパーが、座間味島で5名、補助が1名、阿嘉島では1名います。5年前に比べると正規職員が2名から3名の欠員です。その中で職員は頑張っておられるんですが、何しろ正規職員が少ないということで、所長も実際に業務を携わっていますし、本当にぎりぎりの状態でやっているかなというのを、時々私は行くんですけれども感じます。体や心の介護が必要な方がお相手の仕事なので、いろんな面で予定どおりのことができなく、1対1でお世話する場面もたくさんあります。利用者に迷惑がかかることがあったり、仕事が手いっぱいになると、ぎすぎすした職場の人間関係になります。もしここで退職者が1人でも出たらと思うと、こわい状況です。もちろん本部の偕生園の管理職の方には、職員から人を増やしてほしいということは言っていますが、一向に改善されない状況があります。

村の中には、偕生園に通ったほうがよい高齢者が、お風呂やリハビリも来られたらいいのにとする方もたくさんいらっしゃいます。でもこの状況だと、利用者を増やすことも限界だと感じます。ぜひ村の唯一の介護施設、小規模多機能またホーム、地域密着型通所介護施設なので、村からもぜひ偕生園に強く要望をお願いしていただけないかと思って質問を出させていただきます。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えいたします。先ほどまず人員不足についてという質問に対しまして、うちの住民課長のほうから、話がありましたとおり、課長は偕生園運営推進会議の委員でありまして、その委員の会議の中で、人員不足だという話が出ているということは、話として聞いていると。その情報も今回の一般質問を受けて、私のほうでもお話を聞かせていただきました。しかしながら本村の高齢者福祉等々につきましては、非常に重要な政策の一つではあるというふうに考えておりますし、またそうでなければいけないと思っているんですが、ここからの話なんですけれども、ただこの本件に関しましては、又吉議員がおっしゃる中で本部のほうにも話をしているがという前提はあろうかとは思いますが、この本件につきましては、社会福祉法人偕生園のまず経営的側面というのが、まずあるかと思っております。人員を増やしてほしいということに対して、なぜ増やさないのか。そこはそういったところ、あるいは必要な人数はどうかというのは、私たち行政がなかなか分からない部分もございますし、根本的に経営的な側面があるというふうに考えておりますので、私としてはこの組織が、あるいはこの社会福祉法人がしっかりと私たちにそのような見解を示していない状況の中で、私たちとしてはこの件に関してはなかなかコメントがしづらいという状況にあることは、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思っております。これが今の質問に対する答えでございます。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

以前は職員はプラス 2 からプラス 3 いたんです。今実際にこういう状況、経営的なことと言われると私は分かりません。ただ唯一の偕生園がもし一人でも退職者が出た場合、本当に大変な状態になるということは、村の高齢者福祉に関してもすごく打撃になると思います。せっかく今まで頑張って偕生園も誘致し頑張って、高齢者福祉として政策としてやってこられて、村の補助金も入っております。そういう中で、ぜひ村としてお願いする。その偕生園の本部にお願いするということではできないのでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

これはもう繰り返しになるようで大変申し訳ないんですが、まずは社会福祉法人偕生園がどのような経営をしているのか。どういう形で座間味村に対して運用していて、例えば今の人数で本部としてどういう見解を持っているかというのも私たちは知るすが今のところございません。そういった中で、私たちが行政として、いきなり人員が不足しているらしいから、人員を増やしてくれませんかというのは、いわゆる経営に対する私たちが介入になってしまうんじゃないかと思っております。お互いのこの先ほど課長が入っている運営会議の中から議論が出てきて、そしてあちら側の経営陣も含めていろいろな話をする中で、いろいろな例えば財政面であったりとか、人的な面であったりとか、そういったのを側面的に行政としてこういうことでお手伝いしていただけないかという話が出れば話は別なんです、私たちのほうから今の状況でいきなり「増員をしてください」というふうなことを言うのは、ちょっと筋が違うというふうに私は思っているんです。もちろん、あちらの理事長は全く知らない人でもありませんので、いろいろな議論をすることはいいとは思いますが、こういった公的な場所で「分かりました。じゃあ私のほうから増員をするように」という話をしてしまうと、やはりおかしくなると思います。増員するにしてもじゃあ何名必要なんですか、必要であればですね。というのも含めて、いろんなことを整理しながら話をしていくべきであって、こういうこの場で私は議論する内容ではないと。例えばそういった話があったのでぜひとも協力していただきたいということであれば、私のほうからもいろいろなお手伝いができるのかいろいろと考えさせていただきたい。あるいは行政としても頑張っていきたいというお話もできるんですが、経営側の話もない、そういう状況の中で確かに現場として困っているという話は間接的にはお伺いしておりますけれども、それを私たちから先方の経営陣に対して、「こうしてくれ、ああしてくれ」というのは、なかなか話としてはしづらいというのが私の本音でございます。議論をするのは全然かまわないと思いますけれども、その状況を踏まえながら、私たちは高齢者福祉に対して、行政としてできることをしっかりとお手伝いをしていく。現状を把握しながらやっていくというのが、私の今のスタンスでございます。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

今の話を聞くと、村長は偕生園に関して、こういう場に出したこともなしということで考えて。それとも村民の代表の議員から、こういうお話がありましたということで、相手の偕生園のほうにお口添えというか、そういう提案はできないということですか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

一般質問として出ておりますので、お話としては、あるいは意見としては拝聴させていただいております。ただそれに対して具体的な答えが出せませんよということでございます。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

ぜひ偕生園がたがたとなってしまうと、やはり高齢者福祉に影響することありますので、今答えが出なくても、そういうことがあったということで、そういう状況だということで、経営者のほうに言っていただきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

これはやはり組織の中でまず話が出るべきであるとは思っているんです。確かに議員の先生方からそういう話があったというのを言ってもいいと思いますが、そのときに組織としてどういう対応をするか。まずはボトムアップというような仕組みが私は大切だと思っております。私たちのほうから行政というのは補助金を流している部分もございますので、補助金を出させていた部分もございますので、間違っただけで高圧的に受け取られても私は困ると思っております。対等な形でお仕事をしていただいて、私たちとしてはお願いするところはお願いし、契約をしている部分があれば対等な形でお仕事をさせていただいている。そういったところの中で議論はさせていただきますが、この件に関しては、ぜひまず組織の中から、組織というのは偕生園の皆さん、話をしているというんですが、これからもそういう話をさせていただきながら、私たちはあくまでも対等な立場でいろいろな話をさせていただきたいと思っております。ですので、例えば先ほど又吉議員からあったように「人員を増やしてくれ」というためには、それなりの根拠も必要ですし、そういったことを私たちが経営の中で例えば人員を増やしてくれという、例えばの話をさせていただきますけれども、じゃあ沖縄本島の偕生園会、本部自体がどういうふうなことになるのかも分かりませんので、例えばあちら側も大変なので、その中で一生懸命やっているということもあるかもしれません。いろんなことが想定されますから、まずはやはり私たちがそこに対して経営介入するというのは、なかなか難しいのではないかとこのように思っております。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

経営介入じゃなくて、お願いをしてほしいということなんですけれども。駄目ですか。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

じゃあ村のほうからは言えないということで理解しておきます。

次に現在の介護登録ヘルパーも高齢化しています。世代交代で次に担ってくださる方を育成することも結の会でもいつも出ている問題です。答えは決まって「募集しても人がこない」とかということなんですが、何か村に名案、進展、計画、兆しがあるのか。福祉の専門として副村長、お願いできますか。

○ 議長（宮平喜文）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

私も結の会の会員でありまして、人材不足はずっと考えております。先ほど村長が申し上げましたように、人材不足に関しましては、一義的にはやはり事業者が主体となると思いますが、離島の特殊性を鑑みながら、介護職員のスキルアップ研修や介護従事者の資格取得に対する助成は検討していく余地があるかと思っております。役場主体の介護初任者研修に関しましては望むところではありますが、希望者の人数を踏まえ検討していきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

じゃあ今後、そういう計画をお持ちであるということは、とてもよかったと思っております。

次に、高齢者福祉計画についてお伺いいたします。国の政策では、少子化対策とかということで子供たち、子育て中の親に対しての手厚い政策が目立っております。しかしその反面、年金生活者、高齢者にとってはかなり厳しいものと感じます。国民年金を満額払っている方でも介護保険とか、いろいろ引かれて月6万円もいかない生活費、それ以上に満額支給でない方もたくさんいます。月四、五万円の年金生活という方も少ないとはいえません。企業年金や公務員年金のある方はまだいいのですが、国民年金のみで貯蓄もなく生活されている方は、生活保護をもらったほうが医療費やら様々な免除があり、そのほうがいいというニュースもやっています。戦後頑張ってきた高齢者、この物価高においてもさらに厳しくなっています。働くにも体力限界もあり、老老介護や食生活、住環境、そして介護が必要になったとき、施設になかなか入れない。入居費の問題も起きます。日々の生活に本当に逼迫している話も聞きます。

そんな中で座間味村の第8期高齢者福祉計画が今年見直しの期間で、来年度新しくでき上がろうとしています。これです。私も初めて読ませていただきました。とても分かりやすくいいと思えました。ただこの中で村独自の政策として、できることはないかなと、そんなことを考えていますか。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

お答えいたします。村独自の福祉サービスは、今のところ考えてはおりませんが、計画を策定するに当たって、委員の皆さんや委託先の事業者のほうと、どんな計画をしたらいいか。また検討していきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

現在、村内航路、バス、75歳以上の無料化をやっています。また一部医療でも定期的に通院する場合、面倒な手続が必要ですが、村の定期船の一部補助もやっています。はたして現在、その制度を使っている方が何人ぐらいいるのでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

何へ利用されているかは今、把握はしておりません。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

私が考えるには、それほど財政には75歳以上の無料化、阿嘉から慶留間から座間味に通うとか。そういうのはあまり財政的には影響はないし、使っている方も少ないのかなというふうに思います。行政の役割として離島という特殊な環境の負の部分をつくすためには、送迎交通の負担軽減はできると思います。高齢者に対してはできると思います。その枠をもっと広げて、例えばほかの自治体もやっているところがありますが、例えば東京都では高齢者に都営バスや都営地下鉄の1年間乗り放題の無料のパス券を買っていただくんです。それが年に一回、幾らかは忘れたんですけども、自分の母が使っていたので、購入してそのパス券があったら、都営バス、都営地下鉄は乗り放題で、病院やお買い物、高齢者はたくさん使っています。離島というハンディキャップもある本村です。高齢者になると余計に病院通いが多くなります。眼科、整形外科、歯科など行きたくても行けない。我慢して悪くなることもあります。そんなハンディを少しでも少なくするために、実施してみたらよいと提案します。バスも船もですが満席以外。でも燃料費や人件費はかかっています。しかし空いている席があります。空気を運ぶより高齢者が気軽に乗れる、那覇に行ける。病院に行ける。元気になれる、おしゃれになれるかもしれない。元気な高齢者が増えるかもしれない。そういった思い切った政策、村ならではの村営の船だからできることを提案したいと思います。いかがでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

御提案ありがとうございます。公共交通バスに関しましては、75歳以上の後期高齢者を対象としていますが、年齢を引き下げの場合、利用状況を確認しながら、主管課や財政等を検討してまいりたいと思います。船舶運賃につきましては、村内で治療ができない通院、入院に係る船舶運賃8割補助があります。また宿泊費の補助もありますので、まずは住民課に御相談ください。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

補助を一回使ったことがあるんですけども、とても面倒くさい手続が必要で、領収書から何から後から精算ということでありました。もうちょっとこうお年寄りが簡単に使えるようなシステムがあれば使いやすいのかなと。実際に今、それは何人ぐらいが使っていますか。船舶補助の医療補助は。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

高齢者の方は少ないんですけども、約10名ほどが使っております。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

高齢者だとやはり、そういう手続をするのにとても面倒くさいから、分からないからやっていないんじゃない

ないかと思えます。もうちょっと高齢者が気軽に船に乗れて那覇に行けたらいいなという希望があります。

それとあと、畑で取れた野菜を売る市場をつくるとか。何か高齢者が社会参加できるようなシステム、そういう先ほども駐車場の見回りのときに、シルバー人材とか言ったんですけども、そういう簡単にできるようなお仕事があったら、収入にもなりますしいのかなと思っています。いかがでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

御提案はしっかりと拝聴させていただきまして、これは行政だけでできるものでもございませんし、社会福祉協議会等々とも含めて何ができるのか。ただ煩わしい手続きかもしれませんが、これまでの行政手続きからすると、致し方ない部分があるということは御理解いただきたいと思えます。もちろん改善はしませんということではなくて、こういったところも含めて、私たちは過去にもいろいろと事件もありました。そういったところも含めて、議員の先生方からお叱りを受けながら、社会的な批判も受けながら、少しずつ日々業務改善をさせていただいているところでございますので、煩わしいのかもしれませんが、でも結果として住民の皆さん、あるいは高齢者の皆さん、障がい者の皆さんが生活がしやすい村づくりにしていこうという気持ちは一緒でございますので、その中で私たちに何ができるのかしっかりと検討してまいりたいと思えます。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

ありがとうございます。高齢者にも優しい村づくり、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。先ほどの高齢者福祉計画にも関係するんですが、パブリックコメントについてお伺いいたします。去る6月の定例会でも一般質問の中にも出しましたが、第5次総合計画を策定した際には、計画を作成するに当たりパブリックコメントを出して、幅広く住民の意向にも耳を傾け行政と住民が協働の村づくりのために計画を策定するというのでパブリックコメントの在り方は、そのような理解でよろしいでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

はい、そのとおりでございます。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

では今まで、本村では幅広く住民の意見を聞くパブリックコメントは何回ありましたか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

近年のパブリックコメントにおきましては、私が今把握している限り今回の防災計画、また第5次総合計画、その以前についてはやっているとは思いますが、どれをやったかというのは、今、私の記憶にはございません。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

私はこのパブリックコメントはとても大事だと思います。行政に住民が目向ける第一歩として、選挙以外意見を述べられる唯一の方法でもあると思います。住民と行政が一緒になって進めるよい村づくりを目指したい。そのためにはとても必要なことだと思っています。それで私はパブリックコメントを今まで何回やったのかと、今回は防災の件で公示期間を13日間として大変短かったんです。それもホームページを見たら載っていたんですけども、掲示板とか村のおたよりには全く載っていなかった。ホームページを見なければ分からない。ホームページを見て初めて分かったときには2日前でした。そういう公示の仕方とか、とても問題があるんじゃないかと。調べるとやはり1か月以上は告示期間は持ったほうがいいということも載っています。村民としてもやはり何かどういふことを計画するのかが分かったら、そのときに意見がある人がいますよね。例えば今回の老人福祉計画にしても、65歳以上の方にはアンケートを取ると、その他は何もない。でもいつかは65歳になります。3年後にはなる人もいるし、だから幅広く住民の意見を聞くには、こういう計画があるときにはぜひパブリックコメントを募集して、そして住民の意見も伺ったほうが、今後行政としてやりやすいのではないのでしょうか、いかがでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

又吉議員のおっしゃるとおりでございます。今回の地域防災計画の策定に際し、公募方法についてはホームページ、役場の窓口にて実施させていただきました。しかしながら今御指摘のとおり、広く周知するといった点では、各字区の掲示板等にも掲示すべきだったとつくづく反省しております。周知方法をこれから検討し、より幅広い村民の方々へ情報が行き渡るよう努めていきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

期間としてはどうでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

期間につきましても、今回2週間とさせていただきました。御意見を参考に期間の妥当性についても、これから協議していきたいと思っております。明確な規定は定められませんが、他市町村の状況調査の結果、20日から30日が基本的な期間として上げられております。それと比較した際に公募期間は私たちの2週間というのは短かったのかと、この辺も改善すべきだと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

国のパブリックコメントだと1か月以上ということになっています。期間はできるだけ長くしたほうがいいのかと。周知するまでにその情報、そういうことがあるという情報を確認するまでに時間がかかるし、行政はそれは自分が出しているから分かるんですけども、住民はそれはいつ出すのかとか、そういう計画があるのかすら分からないので、やはり考える時間等が必要だと思うので、ぜひ1か月以上してほしいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

先ほども申し上げましたように、1か月以上とは言い切れませんが、他市町村の状況が20日から30日程度と考えています。国が1か月以上出しているということもありますが、その自治体によっては人口規模等いろいろなことがありますので、果たしてその1か月以上なのかというのは、少しこちらでも検討させていただきたいと思います。今お話したように2週間ではなく、極力長く私たちの仕事には期限がありますので、できるだけ長く持てるような環境づくりはしていきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

ぜひ住民の意見を吸い上げる。そしてあとまた意見が出たものを、公表するというのも考えていますか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

今回の防災計画に関してもパブリックコメントの意見結果については、ホームページで開示する予定となっております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

ぜひその開示をしていただいたら、書いた側も書いてよかったというふうに思うと思います。本当にこの防災計画のときも商工会の女性部からも防災計画について、ちょうどお話が私のところにあったときに、この情報が分かって本当に13日間の開示期間で、気がついたのが2日前というような状態もありましたので、ぜひ告示のほうももし前もって分かるんだったら、村のおたよりも載せる。いろんな面で公示していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

冒頭でも申し上げましたように、周知に関しては深く反省しております。次回からは、又吉議員のほうから今御指摘のあったように、幅広く周知ができたらと思いますので、今後ともよろしくをお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

以上で私の質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

○ 議長（宮平喜文）

これで又吉文江議員の一般質問を終わります。

続きまして、6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

よろしくをお願いします。時間が押し気味なので、速やかに進めていきたいと思っております。

通告書に沿って1点目、モリとか、やすの島内持ち込みについて。約15年ぐらい前ですか。テレビの番組で無人島で生活する企画がありました。あるお笑いタレントがモリとかやすを使って、魚や甲殻類を捕つ

てそれを食べて無人島で数日過ごすという番組でした。おもしろい番組でした。御存じの方もいらっしゃると思いますけれども、「とつたどー」でおなじみの番組です。それから全国の一般の人たちも、その「とつたどー」に興味を持ちだして漁業権なども知らずに真似してモリでこの魚が甲殻類を捕って、ときには地元漁師さんともトラブルがあったと聞いています。もちろん番組のほうでは、ちゃんと許可を取って撮影はされていたようですけれども、やはりその頃から当村でも堂々とモリややすを持って港を歩いている観光客を見かけるようになりました。当時私は漁港の準組合員でもあったので、持っている人を見かけたら事情を説明して、モリを預かってその後この人たちが今後必要であれば、島からの帰りがけに当時は観光案内所、そこに取りにいくようにとお願いもしたことがあります。ときには島のストアで購入されている方もいて、未使用なら非常にお店の方には悪いと思いながら、迷惑な話ですけれども、返品を勧めたこともあります。話を聞いて「返してきた」と言ってくれる若いお兄さんたちも結構いたんですけれども、恐らく那覇事務所とか、フェリーでも一時預かりはあったような記憶があります。まずは当時からどのような対策を取っていたか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

お答えします。現在、乗船前のチェック体制なんですけれども、乗船時には船内では危険物として取り扱っておりますので、一時預かりを行っておりますが、下船時には所有者へ返しているという報告を受けております。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

いやいや。どのような対策を取ったかを聞いているんです。フェリーに乗る前に。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

大変失礼しました。船長からの聞き取りによりますと、以前までは乗船前にモリを預かって、その方々が例えば島から戻ったときに、船舶事務所で返していたという話だったんですけれども、それがまた昨日に確認したところ、先ほど述べたように、乗るときは一時預かり、船舶ではそういったモリ類等は危険物というふうにみなしますので、預かるんですけれども、下船時には本人へお返ししているということです。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

ただ島に持ち込まれているということは、どうにかぐり抜けられたということですので、チェックが行き届いていなかった可能性はあります。そこは理解できます。

恐らく車両に直接、積み込んだり、釣り具を入れるロッドケース、そういうのに隠していることも想定されますが出航前ですから、フェリーに時間もありませんし、船員の手もあかない状態だと思いますので、かといってそのまま同じ状態ですと、また繰り返される可能性があります。この行為は、漁業権侵害また銃刀法違反にもなる可能性がありますので、それを段々知ってきたのか、最近ほとんど見かけなくなったんですけれども、ところがそんなことも忘れかけていた今年の9月の後半に、阿真キャンプ場で3家族の団体がキャンプをして、そのキャンプ場を利用していました。その中にはもちろん子供たちもいて、その中のお父

さんと思われる男性の数人が、夕方に阿真ビーチで堂々とモリらしきものを持って海に入ろうとしました。それを見かけたライフセーバーが「危険なので御遠慮ください」と丁重に注意したところ、威圧的な感じで逆ギレされたそうです。皆さんも想像したら、恐ろしいですよね。モリを持った男性数人が威圧的な言い方、誰でも何も言えなくなりますよ、これは。これは絶対にあってはならないことだと思いますので、その後にこのライフセーバーは、阿真地区のある方に相談して、直接キャンプ場キャンプサイトに行ったそうです。そのときには、お父さんたちはいなくて、お母さんが数人いたみたいなんですけれども、そのときに木に立てかけられていたモリらしきものを、少なくとも七、八本あったそうです。そこには前日の夜食べたのか、朝食食べたのか分からないんですけれども、食べたであろう魚の骨とかが散乱されていて、すごくショックを受けたと聞いております。

その翌日、私はその日に連絡を聞いていたんですけれども、翌日見に行きました。管理棟の男性職員が私が行く前に話をして、なだめていたので、逆にそこはそのまま様子を見てほしいということで、私のほうの接触はやめたんですけれども、その後もモリの使用があったかは確認は取れていません、私のほうでは。この案件について、課長のほうで把握なされているかお伺いします。また把握していったらどのような対処をしたか、お伺いします。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

この件につきましては、報告を受けております。そしてライフセーバーが注意しても指示に従わないケースがあるということですから、キャンプ場内の管理棟に禁止事項の貼り紙を今、貼って対応しているところでございます。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

この団体客については、正確な情報かは断言できないんですけれども、渡嘉敷でも同じようなことをしてトラブルになっていたそうです。そこでどうにかいかいぐれる当村に来島するようになったそうです。それが今年1回目ではないらしいです。それは正確かどうか分かりません。この情報はですね。ちょっと私なりに調べてみたんですけれども、添付にある資料1のほうは、県の農林水産部水産課のほうの4番、これは発射装置がついていないやすです。三つまたの。その右横にはボンベしょって水中銃持っています。これは完全に禁止です。下のほうに赤字であります「発射装置とみなされず遊漁者の使用を制限しないこととしています」と書いています。その下にはゴム、バネなどを利用して、発射する構造の漁具については、遊漁者の使用を認めていません。これ水中銃とかのことです。ゴムがついているモリのことです。その横の資料2、これは慶良間地域エコツーリズム推進全体構想ガイドライン、これは平成20年制定の渡嘉敷、座間味村、両村のガイドラインです。これも下のほうだけ漁業権に抵触しますので、サザエやシャコガイの採取、モリなどを使用した魚、エビ類の採取は禁止です。その下、これは渡嘉敷村漁港、これも下のほうに「やすやハリは、旅行者の島内への持ち込みは御遠慮お願いします。来島、乗船の際には注意。なお、村の遊泳地区や、集落内で持って歩くことは条例で禁止されています」とあります。もう1枚、A4の資料4です。これは渡嘉敷の観光協会のルールブックです。これも今、赤く丸されているところ、魚が刺さっています。ここの下の字、ちょっと見えないので下に書いていますけれども、「けがをしたり、自然をきずついたりするおそれがあるため、モリ、やすを水中で使用することは絶対にしないでください。また島内に持ち込むことも禁止です」というふうにあります。座間味村は、くじらの里ふれあい広場の条例、第6条、第9条、第10条に

大まかな記載があります。あと船舶運航事業条例のほうには、特に記載はありませんでした。

このように、沖縄県の規則では「発射装置がついていなければ使用可能」とあります。ちなみにこれは都道府県でそれぞれの規則があつて、発射装置があつてもなくても使用禁止の都道府県があります。ですけれども、警察のほうでは銃刀法違反にもなる可能性があるとして、そのこの両者の矛盾したところが何かちょっとモヤモヤしているところですけども、いずれにしても村で使用禁止の条例を制定しても、この沖縄県の漁業調整規則を超えた効力はないと、問い合わせたところ、水産課の担当に直接言われました。さっきその添付資料、お隣の渡嘉敷村ではこの慶良間エコツーと渡嘉敷漁港、あと観光協会、あと添付資料に記載していなかったんですけども、後で探してみたら、渡嘉敷村の青少年旅行村施設管理条例の第5条で、課長これメモしていたほうがいいですね。青少年旅行村施設管理条例の第5条、これで「村長は、旅行施設の保全又は使用者並びその他の者の危険防止のため為、必要があると認めたときは、使用者に対して退村若しくは使用を制限し、又は禁止することができる。」とあります。なので渡嘉敷村はこのエコツーと漁協と観光協会とこの条例で4か所で注意喚起、制限をうたっています。当村でも先ほど資料にあったようにくじらの里広場施設の設置及び管理に関する条例の第6条、第9条、第10条に大まかな記載があるんですけども、これはあくまでもくじらの里ふれあい広場の施設内の条例でしたので、村全体の条例を具体的に策定する必要があると思います。先ほども申し上げたんですけども、この県の漁業調整規則を超えた条例は制定できませんので、使用制限ではなくて、島内持ち込みの制限の条例を策定してはいかがでしょうか。見解を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

条例につきましては、関係機関と連携を図りながら、前向きに検討してまいりたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

この案件については、人を傷つけて大きな犯罪にもつながりますので、早急に対策、対応をお願いします。続きまして2点目、これも継続なんですけれども、まずはイノシシについて。こここのところすっかり目撃情報も減ったと思って少し安心していたところ、数か月前から座間味の集落内で目撃情報が急に増えだして、人への被害が心配でしたけれども、そのときに特に何も問題はなかったのか。あとなぜこれまでは集落で出没、あまり聞いたことがないのに。なんというか、何かしら原因があるのか。ほかの地域の事例などから、分かる範囲内で構いませんので伺います。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

お答えいたします。9月頃から集落内や学校、畑等で目撃されたイノシシですが、これは11月19日に捕獲したところ、それ以降は目撃情報はありません。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

そうですね。最近また目撃情報はなかったんですけども、一番イノシシに聞けば一番早いかもしれないけれども、なぜこんな人がいる集落に来たかというのは、何か想定できますか。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

これは想定ですけれども、このイノシシ1頭だけなんです。この集落内でうろうろしていたあっちこっちで目撃されていたので、同じものか違うものか、よく分かってはいなかったんですが、最終的にこの1頭を捕獲した後に、目撃情報がパタッとなくなっています。それで多分この1頭だったと思うんですけれども、多分座間味村内でイノシシの捕獲、さらに捕獲しています、年度内に捕獲しています。この中で1頭だけなんです集落内をうろうろしていたのは。ということは、多分このイノシシ1頭が異常だったと考えられます。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

どこかの地域にもいそうなわんぱくなイノシシだったんでしょうね。最近の駆除の状況、数字が分かれば伺います。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

お答えいたします。沖縄県による令和5年度指定管理鳥獣捕獲事業により、座間味島で実績があります。7月に30頭、9月に5頭、10月に11頭、11月に16頭、合計62頭を捕獲しております。同じ事業を阿嘉島でも行っておりますが、阿嘉島の捕獲実績はございません。村民にも許可を出して捕獲していただいております。その捕獲状況は7月に5頭捕獲したという報告を受けております。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。引き続き対応をよろしく申し上げます。

次に5年ぐらいになりますかね、古座間味ビーチのサンゴの保全で遊泳エリアを制限していますけれども、回復状況、どんな感じが伺います。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

お答えします。ライフガードに確認したところ、昨年から見ると、目に見える範囲内で大きな被害を受けている箇所はないと認識しているとの報告を受けております。近年を比較しての状況の変化については写真等での記録はできていないので、感覚的にはなるが順調に回復していると考え、報告を受けております。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

じゃあもう少し継続して復活できているといいと思います。

私からは以上ですけれども、皆さん温暖化、温度の気温の差が激しいので、風邪を引かずに体調を整えて、いい正月を迎えられればと思います。私からは以上です。

○ 議長（宮平喜文）

これで一般質問を終わります。

日程第6．議案第50号 専決処分の承認について（令和5年度座間味村一般会計補正予算（第7号））から、議案第75号 令和5年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてまでの提出議案の一括説明を求めます。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

村長、一括説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

それではよろしくお願いたします。では議案第50号から本日は議案第75号までまとめて説明をさせていただきます。あと申し遅れましたが、せんだって行われた全員協議会の中で議案についての詳細は説明をさせていただいておりますので、詳細の説明は省略して議案の説明とさせていただきます。

議案第50号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

令和5年12月14日提出

座間味村長 宮 里 哲

座間味村告示第20号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年度座間味村一般会計補正予算第7号（別紙）

【専決処分理由】

座間味村学校給食共同調理場の空調が故障したことに伴い室温の管理ができず衛生面に問題が生じる可能性があることから新たな空調を設置するため等の予算の補正が必要となったが、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分をする。

令和5年10月20日

座間味村長 宮 里 哲

令和5年度座間味村一般会計補正予算（第7号）

令和5年度座間味村一般会計の補正予算（第7号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,820千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,710,409千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年10月20日

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 繰入金		54,540	2,820	57,360
	2 基金繰入金	24,731	2,820	27,551
歳入合計		1,707,589	2,820	1,710,409

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		441,693	209	441,902
	1 総務管理費	395,009	209	395,218
6 農林水産費		50,698	427	51,125
	3 水産業費	13,259	427	13,686
7 商工費		154,475	304	154,779
	1 商工費	154,475	304	154,779
10 教育費		359,536	1,880	361,416
	1 教育総務費	120,270	386	120,656
	2 小学校費	54,071	599	54,670
	6 保健体育費	131,521	895	132,416
歳出合計		1,707,589	2,820	1,710,409

議案第51号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらる。

令和5年12月14日提出

座間味村長 宮里 哲

座間味村告示第21号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年度座間味村航路事業特別会計補正予算第3号（別紙）

【専決処分理由】

令和4年度決算に伴う消費税申告額が確定したことに伴い、見込んでいた税額より大幅に増額となったことから予算の補正が必要となったが、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分をする。

令和5年10月20日

座間味村長 宮里 哲

令和5年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第3号）

令和5年度座間味村航路事業特別会計の補正予算（第3号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21,960千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ947,585千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年10月20日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 基金繰入金		0	21,960	21,960
	1 基金繰入金	0	21,960	21,960
歳入合計		925,625	21,960	947,585

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 事業税費		5,024	21,960	26,984
	1 営業外費用	5,024	21,960	26,984
歳出合計		925,625	21,960	947,585

議案第52号

座間味村森林体験交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村森林体験交流促進施設の設置及び管理に関する条例（令和2年条例第11号）の一部を改正について、議会の議決を求める。

令和5年12月14日

座間味村長 宮里 哲

提案理由

施設の利用を円滑に行うため、条文の一部を改正する必要がある。

これが、本議案を提案する理由である。

条例第13号

座間味村森林体験交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

座間味村森林体験交流促進施設の設置及び管理に関する条例（令和2年座間味村条例第11号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項に次のただし書を加える。

ただし、村長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

第12条第1項中「施設の利用料金の額は、別表第2に掲げる額の範囲内で指定管理者が村長の承認を得て定めた額とする。」を「利用者は、別表第2に掲げる額の利用料金を毎月15日までに納付しなければな

らない。」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その月の利用期間は1箇月に満たないときは、その月の利用料金の日割計算による。

第12条第2項中「別表第2に掲げるもの以外のものに係る利用料金は、指定管理者が村長の承認を得て定める。」を「利用者は、第19条に規定する手続を経ないで立ち退いたときは村長が明渡しの日を認定し、その日までの利用料金を徴収する。」に改める。

第19条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

(施設利用期間の満了)

第19条 利用者が利用期間を満了しようとするときは、日前10日までに村長に届け出なければならない。

2 前項の規定により届出がされた場合には、利用者は再利用に支障がないよう清掃、原状に回復し、退去予定日の前日までに係の検査を受けなければならない。

別表第2中「

管理棟	月額	
-----	----	--

」を「

管理棟 2区画	月額 1区画	30,560円
---------	--------	---------

」に改め、「1 管理棟は、1月の利用料金は、30,560円とする。」及び「2 その他の施設利用料金は、村長の定める額とする。」を削る。

附 則 この条例は、公布の日から施行する。

### 議案第53号

座間味村農山村広場・公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村農山村広場・公園の設置及び管理に関する条例（平成15年条例第13号）の一部を改正について、議会の議決を求める。

令和5年12月14日

座間味村長 宮 里 哲

### 提案理由

施設の利用を円滑に行うためには、条例を改正する必要がある。また、阿佐公園は取り壊されていることから削除する。

これが、本議案を提案する理由である。

## 条例第14号

### 座間味村農山村広場・公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

座間味村農山村広場・公園の設置及び管理に関する条例（平成15年座間味村条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「利用」を「使用期間」に、「休止又は廃止」を「満了」に改め、同条中「その許可を廃止又は休止」を「使用期間を満了」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定により届出がされた場合には、使用者は再使用に支障がないよう清掃、原状に回復し、退去予定日の前日までに係の検査を受けなければならない。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、村長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

第10条第1項中「使用料を」「その月分の使用料を毎月15日までに」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の使用料は、日割計算による。

第10条中第2項を削り、第3項を第2項とし、同条に次の1項を加える。

- 3 使用者は、第7条に規定する手続を経ないで立ち退いたときは村長が明渡しの日を認定し、その日までの使用料を徴収する。

別表第1阿佐公園（東屋）の項を削る。

別表第2中「

売店	年額	244,450円
----	----	----------

」を「

阿嘉ニシハマビーチ公園 売店施設 2区画	月額 1区画	20,370円
----------------------	--------	---------

」に改め、同表行商その他これに類する行為の項、業として写真撮影をするものの項、業として映画を撮影するものの項、興行、出店、その他これに類する営業行為の項及び競技会、集会、展示会その他これに類する行為をする場合の部を削る。

## 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 議案第54号

### 座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法などの一部を改正する法律（令和5年法律第31号）及び全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法などの一部を改正する法律の一部の改正に伴う関係政令の整備に関する政令（令和5年政令第243号）の公布に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村国民健康保険税条例の一部を改正について、議会の議決を求める。

令和5年12月14日提出

座間味村長 宮里 哲

#### 提案理由

国民健康保険税について令和6年1月1日より上記政令の公布に伴い、出産予定の国民健康被保険者の産前産後の国民健康保険税の減額措置がなされることとなった。それに伴い本税条例の一部を改正する必要がある。

これが、本議案を提案する理由である。

#### 条例第15号

### 座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

座間味村国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第23条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
  - (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
  - (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算出した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第24条の2の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を村長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他村長が必要と認める事項

2 前項の届出の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、村長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附則に次の2項を加える。

（施行期日）

17 この条例は令和6年1月1日から施行する。

（経過措置）

18 この条例による改正後の第23条第3項及び第24条第3項の規定は令和5年11月1日以降の年度

分の保険税について適用し、令和5年10月31日以前の保険税については、なお従前による。

## 議案第55号

### 座間味村監査委員条例の一部を改正する条例について

座間味村監査委員条例（昭和47年座間味村条例第33号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月14日提出

座間味村長 宮 里 哲

### 提案理由

座間味村簡易水道事業、座間味村下水道事業、座間味村船舶事業について令和6年4月1日から地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の財務規定適用に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。

これが、本議案を提案する理由である。

## 条例第16号

### 座間味村監査委員条例の一部を改正する条例について

座間味村監査委員条例の一部を改正する条例（昭和47年座間味村条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2第3項」を「第243条の2の8第3項（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条において準用する場合を含む）。」に改める。

第7条中「第233条第2項」の次に「又は地方公営企業法第30条第2項」を加える。

第9条中「第235条の2第2項」の次に「又は地方公営企業法第27条の2第1項」を加え、「指定金融機関」を「指定金融機関等」に改める。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 議案第56号

### 座間味村船舶事業の設置等に関する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村船舶事業の設置等

に関する条例の制定について、議会の議決を求める。

令和5年12月14日提出

座間味村長 宮 里 哲

#### 提案理由

船舶事業について令和6年4月より地方公営企業法の財務規定を適用し、公営企業会計を導入することに関し必要な事項を定める必要があるため。

これが、本議案を提案する理由である。

#### 条例第17号

### 座間味村船舶事業の設置等に関する条例

#### (船舶事業の設置)

第1条 航路の強化により村民の福祉を増進し、産業、経済及び文化の発展を促進するため、一般の交通利便を図り、旅客及び物資輸送を迅速円滑にする目的を以って、船舶事業を設置する。

#### (法の財務規定等の適用)

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、船舶事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を令和6年4月1日から適用する。

#### (経営の基本)

第3条 船舶事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

- 2 船舶事業の船舶運航範囲は、座間味村一那覇間の定期航路とし、政府の指定する航路又は必要に応じ他の航路に臨時に回航することができる。
- 3 船舶事業の運航は、貨客船フェリー、高速船及び内航路船をもって行う。
- 4 船舶事業の経営上の便益のため、必要に応じ寄港地に連絡所を設けることができる。

#### (重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない船舶事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

#### (議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により船舶事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。

#### (会計事務の処理)

第6条 法第34条の2ただし書の規定により、船舶事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに

係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

(1) 公金の収納又は支払に関する事務

(2) 公金の保管に関する事務

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 船舶事業の業務に関し法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が150万円以上のもの及び法律上村の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が150万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第8条 村長は、船舶事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、船舶事業の経営状況を明らかにするため村長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に規定する期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、村長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

#### 議案第57号

#### 座間味村船舶運航事業条例の一部を改正する条例について

座間味村船舶運航事業条例（1968年座間味村条例第1号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月14日提出

座間味村長 宮 里 哲

#### 提案理由

座間味村船舶事業の設置等に関する条例の制定に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。

これが、本議案を提案する理由である。

条例第18号

座間味村船舶運航事業条例の一部を改正する条例について

座間味村船舶運航事業条例（1968年座間味村条例第1号）を次のように改正する。

題名を次のように改める。

座間味村船舶事業条例

第1章第1節を削る。

第1章中第3節を第2節とし、第2節を第1節とし、同節の前に次の1条及び章名を加える。

（趣旨）

第1条 この条例は、船舶事業（以下「事業」という。）における船舶の利用等及び管理について必要な事項を定めるものとする。

第2章 船舶の利用等

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第4条を第3条とし、第5条から第10条までを2条ずつ繰り上げる。

第2章を第3章とする。

第11条を第9条とし、第12条から第14条までを2条ずつ繰り上げる。

第15条を次のように改める。

第15条を第13条とし、第2項中「会計管理者」の次に「及び船舶・観光課長」を加える。

第16条を次のように改める。

第16条を第14条とし、項中「座間味村航路事業特別会計」を「座間味村船舶事業特別会計」に、「年度は一般会計に準ずる」を「事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする」に改める。

第17条を第15条とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 議案第58号

### 座間味村航路事業特別会計財政調整基金条例の一部を改正する条例について

座間味村航路事業特別会計財政調整基金条例（平成26年座間味村条例第13号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月14日提出

座間味村長 宮 里 哲

### 提案理由

座間味村船舶事業の設置等に関する条例の制定に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。これが、本議案を提案する理由である。

## 条例第19号

### 座間味村航路事業特別会計財政調整基金条例の一部を改正する条例について

座間味村航路事業特別会計財政調整基金条例（平成26年9月19日座間味村条例第13号）を次のように改正する。

題名を次のように改める。

座間味村船舶事業特別会計財政調整基金条例

第1条中に「座間味村航路事業特別会計」を「座間味村船舶事業特別会計」に、「座間味村航路事業特別会計財政調整基金」を「座間味村船舶事業特別会計財政調整基金」に改める。

第4条中「特別会計歳入歳出予算」を「特別会計予算」に改める。

第6条中「歳計現金」を「船舶事業の業務に係る現金」に改める。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 議案第59号

### 座間味村船舶事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村船舶事業の剰余金

の処分等に関する条例の制定について、議会の議決を求める。

令和5年12月14日提出

座間味村長 宮 里 哲

#### 提案理由

地方公営企業法第32条2項及び第3項の規定に基づき、船舶事業の剰余金の処分に関する必要な事項を定める必要がある。

これが、本議案を提案する理由である。

#### 条例第20号

### 座間味村船舶事業の剰余金の処分等に関する条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第32条第2項及び第3項の規定に基づき、座間味村船舶事業における剰余金の処分等に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (利益の処分の方法及び積立金の取崩し)

第2条 事業年度末日において企業債を有する場合は、毎事業年度生じた利益のうち、法第32条第1項の規定により前事業年度から繰り越した欠損金を埋めた後の残額（以下「欠損金補てん残額」という。）の20分の1を下らない金額（企業債の額から既に積み立てた減債積立金の積立額を控除した額が欠損金補てん残額の20分の1に満たない場合は、その額）を企業債の額に達するまで、減債積立金として積み立てなければならない。

2 事業年度末日において企業債を有しない場合及び企業債の額に達するまで減債積立金を積み立てた場合の欠損金補てん残額又は前項の規定により減債積立金を積み立て、なお利益に残額がある場合は、その残額の全部又は一部を利益積立金又は建設改良積立金として積み立てることができる。

3 毎事業年度生じた利益の処分は、前2項の規定による場合を除くほか、議会の議決を経て行わなければならない。

4 第1項又は第2項に規定する積立金は、次の各号に定める目的のために積み立てるものとし、当該各号の目的以外の用途には使用することはできない。

- (1) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的
- (2) 利益積立金 欠損金を埋める目的
- (3) 建設改良積立金 建設改良に要する経費に充てる目的

5 前項の規定にかかわらず、あらかじめ、議会の議決を経た場合については、積立金をその目的以外の用途に使用することができる。

#### (資本剰余金)

第3条 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。

2 資本剰余金は、次に定める方法により処分することができる。この場合において、処分の順序は、次の

各号の順序とする。

- (1) 利益積立金をもって欠損金を埋めても、なお欠損金に残額があるときに、当該残額に相当する額を取り崩す方法
- (2) 前号の方法により処分した後の額の全部又は一部を資本金に組み入れる方法

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

### 議案第60号

#### 座間味村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について、議会の議決を求める。

令和5年12月14日提出

座間味村長 宮 里 哲

#### 提案理由

簡易水道事業について令和6年4月より地方公営企業法の財務規定を適用し、公営企業会計を導入することに関し必要な事項を定める必要があるため。

また、本条例の制定にあたり座間味村簡易水道事業特別会計設置条例を廃止する必要がある。

これが、本議案を提案する理由である。

### 条例第21号

#### 座間味村簡易水道事業の設置等に関する条例

##### （簡易水道事業の設置）

第1条 生活用水その他の浄水を村民に供給するため、簡易水道事業を設置する。

##### （法の財務規定等の適用）

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、簡易水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を令和6年4月1日から適用する。

##### （経営の基本）

第3条 簡易水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 給水区域は、次の区域とする。

- (1) 座間味地区（座間味村字座間味、字阿佐、字阿真）
- (2) 阿嘉・慶留間地区（座間味付字阿嘉、字慶留間、外地島）

3 給水人口は、745人とする。

4 1日最大給水量は、1,459立方メートルとする。

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない簡易水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額)が700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により簡易水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。

(会計事務の処理)

第6条 法第34条の2ただし書の規定により、簡易水道事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

- (1) 公金の収納又は支払に関する事務
- (2) 公金の保管に関する事務
- (3) 会計処理が終了した後の帳票の管理に関する事務

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 簡易水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が150万円以上のもの及び法律上村の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が150万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第8条 村長は、簡易水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

- (1) 事業の概況
- (2) 経理の状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、簡易水道事業の経営状況を明らかにするため村長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に規定する期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、村長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(座間味村簡易水道事業特別会計設置条例の廃止)

2 座間味村簡易水道事業特別会計設置条例（平成10年座間味村条例第7号）は廃止する。

#### 議案第61号

##### 座間味村座間味地区阿嘉・慶留間地区給水条例の一部を改正する条例について

座間味村座間味地区阿嘉・慶留間地区給水条例（平成10年座間味村条例第6号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月14日提出

座間味村長 宮 里 哲

#### 提案理由

座間味村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。これが、本議案を提案する理由である。

#### 条例第22号

##### 座間味村座間味地区阿嘉・慶留間地区給水条例の一部を改正する条例について

座間味村座間味地区阿嘉・慶留間地区給水条例（平成10年座間味村条例第6号）条例を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

#### 第2条 削除

第5条第1項中「法」を「水道法（昭和32年法律第177条。以下「法」という。）に改める。

第6条中「第2条」を「座間味村簡易水道事業の設置等に関する条例（令5年座間味村条例第16号）第3条第2項」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

#### 議案第62号

##### 座間味村簡易水道事業の剰余金の処分に関する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村簡易水道事業の剰

余金の処分に関する条例の制定について、議会の議決を求める。

令和5年12月14日提出

座間味村長 宮 里 哲

#### 提案理由

地方公営企業法第32条第2項及び第3項の規定に基づき、簡易水道事業の剰余金の処分に関する必要な事項を定める必要がある。

これが、本議案を提案する理由である。

#### 条例第23号

### 座間味村簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第32条第2項及び第3項の規定に基づき、座間味村簡易水道事業における剰余金の処分等に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (利益の処分の方法及び積立金の取崩し)

第2条 事業年度末日において企業債を有する場合は、毎事業年度生じた利益のうち、法第32条第1項の規定により前事業年度から繰り越した欠損金を埋めた後の残額（以下「欠損金補てん残額」という。）の20分の1を下らない金額（企業債の額から既に積み立てた減債積立金の積立額を控除した額が欠損金補てん残額の20分の1に満たない場合は、その額）を企業債の額に達するまで、減債積立金として積み立てなければならない。

2 事業年度末日において企業債を有しない場合及び企業債の額に達するまで減債積立金を積み立てた場合の欠損金補てん残額又は前項の規定により減債積立金を積み立て、なお利益に残額がある場合は、その残額の全部又は一部を利益積立金又は建設改良積立金として積み立てることができる。

3 毎事業年度生じた利益の処分は、前2項の規定による場合を除くほか、議会の議決を経て行わなければならない。

4 第1項又は第2項に規定する積立金は、次の各号に定める目的のために積み立てるものとし、当該各号の目的以外の用途には使用することはできない。

(1) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的

(2) 利益積立金 欠損金を埋める目的

(3) 建設改良積立金 建設改良に要する経費に充てる目的

5 前項の規定にかかわらず、あらかじめ、議会の議決を経た場合については、積立金をその目的以外の用途に使用することができる。

#### (資本剰余金)

第3条 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。

2 資本剰余金は、次に定める方法により処分することができる。この場合において、処分の順序は、次の

各号の順序とする。

- (1) 利益積立金をもって欠損金を埋めても、なお欠損金に残額があるときに、当該残額に相当する額を取り崩す方法
- (2) 前号の方法により処分した後の額の全部又は一部を資本金に組み入れる方法

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

### 議案第63号

#### 座間味村下水道事業の設置等に関する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村下水道事業の設置等に関する条例の制定について、議会の議決を求める。

令和5年12月14日提出

座間味村長 宮 里 哲

#### 提案理由

下水道事業について令和6年4月より地方公営企業法の財務規程を適用し公営企業会計を導入することに関し、必要な事項を定める必要がある為。

また本条例の制定にあたり座間味村下水道事業特別会計設置条例、座間味村漁業集落排水事業特別会計設置条例、座間味村農業集落排水事業特別会計設置条例を廃止する必要がある。

これが、本議案を提案する理由である。

### 条例第24号

#### 座間味村下水道事業の設置等に関する条例

##### （下水道事業の設置）

第1条 都市及び農業・漁業集落の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業（公共下水道事業、農業集落排水事業及び漁業集落排水事業をいう。以下同じ。）を設置する。

##### （法の財務規定等の適用）

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を令和6年4月1日から適用する。

##### （経営の基本）

第3条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

- 2 公共下水道事業の排水区域は、座間味村の区域のうち、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する事業計画に定められた区域とする。
- 3 農業集落排水処理施設及び漁業集落排水処理施設の名称、位置及び排水区域は、別表に定めるとおりとする。

（重要な資産の取得及び処分）

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。

（会計事務の処理）

第6条 法第34条の2ただし書の規定により、下水道事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

- (1) 公金の収納又は支払に関する事務
- (2) 公金の保管に関する事務

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第7条 下水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が100万円以上のもの及び法律上村の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が100万円以上のものとする。

（業務状況説明書類の作成）

第8条 村長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

- 2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

- (1) 事業の概況
- (2) 経理の状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため村長が必要と認める事項

- 3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に規定する期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、村長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(座間味村漁業集落排水事業特別会計設置条例の廃止)

2 座間味村漁業集落排水事業特別会計設置条例（平成8年座間味村条例第9号）は廃止する。

(座間味村下水道事業特別会計設置条例の廃止)

3 座間味村下水道事業特別会計設置条例（平成10年座間味村条例第8号）は廃止する。

(座間味村農業集落排水事業特別会計設置条例の廃止)

4 座間味村農業集落排水事業特別会計設置条例（平成12年座間味村条例第6号）は廃止する。

別表（第3条関係）

名称	位置	排水区域
座間味村農業集落排水処理施設	座間味村字慶留間327番地	慶留間地区
座間味村漁業集落排水処理施設	座間味村字阿嘉907-3番地	阿嘉地区

議案第64号

座間味村農業・漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

座間味村農業・漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成15年座間味村条例第12号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月14日提出

座間味村長 宮里 哲

提案理由

座間味村下水道事業の設置等に関する条例の制定に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。これが、本議案を提案する理由である。

条例第25号

座間味村農業・漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正について

座間味村農業・漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成15年座間味村条例第12号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

座間味村農業・漁業集落排水処理施設の管理に関する条例

第1条中「、農業・漁業集落の環境基盤の整備を推進し、併せて環境衛生の向上を図るため」及び「設置及び」を削る。

第3条を次のように改める。

### 第3条 削除

別表第1を次のように改める。

### 別表第1 削除

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

### 議案第65号

#### 座間味村下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について、議会の議決を求める。

令和5年12月14日提出

座間味村長 宮 里 哲

### 提案理由

地方公営企業法第32条第2項及び第3項の規定に基づき、下水道事業の剰余金の処分に関する必要な事項を定める必要がある。

これが、本議案を提案する理由である。

### 条例第26号

#### 座間味村下水道事業の剰余金の処分等に関する条例

#### （趣旨）

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第32条第2項及び第3項の規定に基づき、座間味村下水道事業における剰余金の処分等に関し必要な事項を定めるものとする。

#### （利益の処分の方法及び積立金の取崩し）

第2条 事業年度末日において企業債を有する場合は、毎事業年度生じた利益のうち、法第32条第1項の規定により前事業年度から繰り越した欠損金を埋めた後の残額（以下「欠損金補てん残額」という。）の20分の1を下らない金額（企業債の額から既に積み立てた減債積立金の積立額を控除した額が欠損金補てん残額の20分の1に満たない場合は、その額）を企業債の額に達するまで、減債積立金として積み立てなければならない。

2 事業年度末日において企業債を有しない場合及び企業債の額に達するまで減債積立金を積み立てた場合の欠損金補てん残額又は前項の規定により減債積立金を積み立て、なお利益に残額がある場合は、その

残額の全部又は一部を利益積立金又は建設改良積立金として積み立てることができる。

- 3 毎事業年度生じた利益の処分は、前2項の規定による場合を除くほか、議会の議決を経て行わなければならない。
- 4 第1項又は第2項に規定する積立金は、次の各号に定める目的のために積み立てるものとし、当該各号の目的以外の用途には使用することはできない。
  - (1) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的
  - (2) 利益積立金 欠損金を埋める目的
  - (3) 建設改良積立金 建設改良に要する経費に充てる目的
- 5 前項の規定にかかわらず、あらかじめ、議会の議決を経た場合については、積立金をその目的以外の用途に使用することができる。

(資本剰余金)

第3条 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。

- 2 資本剰余金は、次に定める方法により処分することができる。この場合において、処分の順序は、次の各号の順序とする。
  - (1) 利益積立金をもって欠損金を埋めても、なお欠損金に残額があるときに、当該残額に相当する額を取り崩す方法
  - (2) 前号の方法により処分した後の額の全部又は一部を資本金に組み入れる方法

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第66号

座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正について、議会の議決を求める。

令和5年12月14日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

令和5年人事院勧告に基づく見直しを実施するため、本条例の一部を改正する必要がある。これが、本議案を提案する理由である。

条例第27号

座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

座間味村職員の給与に関する条例（昭和49年座間味村条例1号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「120」を「122.5」に、「117.5」を「102.5」に改め、同条第3項中「120」を「122.5」に、「65」を「68.75」に、「80」を「68.75」に、「55」を「58.75」に、「117.5」を「102.5」に、「70」を「58.75」に改める。

別表第1及び第2並びに第3を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800

17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100

49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100

81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
94		295,900	343,600			
95		296,200	344,100			
96		296,600	344,500			
97		296,800	344,700			
98		297,100	345,100			
99		297,500	345,500			
100		297,900	345,800			
101		298,100	346,100			
102		298,400	346,500			
103		298,800	346,900			
104		299,100	347,300			
105		299,300	347,800			
106		299,600	348,200			
107		300,000	348,600			
108		300,300	349,000			
109		300,500	349,500			
110		300,900	349,900			
111		301,300	350,200			
112		301,600	350,500			

	113		301,800	351,000			
	114		302,000				
	115		302,300				
	116		302,700				
	117		302,900				
	118		303,100				
	119		303,400				
	120		303,700				
	121		304,100				
	122		304,300				
	123		304,600				
	124		304,900				
	125		305,200				
再任用職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 188,700	円 216,200	円 256,200	円 275,600	円 290,700	円 316,200

備考：この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第22条に規定する職員を除く。

行政職給料表（単労）

職員 の区 分	給 号	職務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級
			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1		147,100	200,200	219,900	260,200	285,500
	2		148,100	201,200	221,000	261,400	287,300
	3		149,100	202,200	221,900	262,400	288,900
	4		150,100	203,000	222,800	263,500	290,500
	5		151,200	203,700	223,800	264,200	292,100
	6		152,300	205,200	225,100	265,200	293,400
	7		153,400	206,500	226,300	266,100	294,500
	8		154,400	207,600	227,400	267,000	295,700

9	155,300	208,900	228,700	267,600	296,900
10	156,400	209,600	230,300	268,300	298,600
11	157,500	210,400	231,800	269,100	300,300
12	158,600	211,100	233,000	269,900	301,800
13	159,500	212,200	234,100	270,700	303,100
14	160,600	213,100	235,300	271,500	304,600
15	161,800	214,000	236,500	272,300	306,000
16	162,900	214,800	237,400	273,100	307,300
17	164,000	215,700	238,000	273,800	308,800
18	165,400	216,700	238,400	274,800	310,300
19	166,700	217,600	238,800	275,700	311,900
20	167,900	218,500	239,300	276,500	313,500
21	169,000	219,200	239,800	277,400	314,500
22	170,200	220,000	241,100	278,000	315,900
23	171,400	220,800	242,300	278,700	317,200
24	172,600	221,400	243,200	279,400	318,500
25	173,700	222,100	244,300	279,900	319,600
26	175,200	222,600	245,500	280,600	321,000
27	176,700	223,000	246,700	281,400	322,400
28	178,200	223,500	247,900	282,100	323,800
29	179,600	224,100	248,700	282,900	325,300
30	181,000	225,100	249,800	283,800	326,500
31	182,500	226,000	251,000	284,600	327,800
32	184,000	226,600	252,100	285,400	329,000
33	185,400	227,100	253,200	286,100	330,000
34	187,100	228,100	254,100	287,000	330,900
35	188,800	229,100	255,000	287,900	332,000
36	190,500	230,100	256,000	288,800	333,100
37	192,200	230,600	257,000	289,400	334,200
38	193,300	231,700	257,800	290,200	335,200
39	194,700	232,800	258,600	291,000	336,200
40	195,800	233,800	259,500	291,800	337,200
41	196,800	234,500	260,400	292,400	338,100
42	198,200	235,500	261,300	293,400	339,000
43	199,400	236,400	262,200	294,400	339,900
44	200,600	237,200	263,200	295,300	340,800
45	202,100	238,000	263,800	296,000	341,700

46	203,100	238,800	264,700	296,900	342,700
47	204,000	239,500	265,700	297,800	343,700
48	205,100	240,100	266,600	298,600	344,600
49	206,200	240,700	267,600	299,200	345,500
50	207,200	241,600	268,400	299,800	346,400
51	208,100	242,500	269,200	300,400	347,300
52	209,100	243,300	269,900	301,100	348,100
53	210,200	244,200	270,500	301,700	348,900
54	211,200	245,100	271,300	302,500	349,700
55	212,100	245,700	272,100	303,200	350,500
56	213,000	246,400	272,900	303,900	351,200
57	213,900	247,200	273,500	304,500	351,900
58	214,500	247,900	274,400	305,200	352,700
59	215,200	248,600	275,300	305,900	353,500
60	216,000	249,200	276,200	306,500	354,100
61	216,800	249,800	277,100	307,100	354,800
62	217,300	250,600	278,100	307,800	355,500
63	217,800	251,400	278,900	308,500	356,200
64	218,300	252,000	279,800	309,100	356,900
65	218,800	252,600	280,600	309,600	357,500
66	219,400	253,100	281,400	310,100	358,000
67	220,000	253,500	282,200	310,700	358,500
68	220,500	253,900	282,900	311,300	359,000
69	220,800	254,600	283,500	311,900	359,400
70	221,100	255,100	284,300	312,300	
71	221,400	255,500	285,100	312,800	
72	221,700	255,800	285,800	313,300	
73	221,900	256,000	286,500	313,600	
74	222,300	256,300	287,200	314,100	
75	222,600	256,700	287,900	314,600	
76	223,000	257,100	288,700	315,000	
77	223,200	257,400	289,200	315,200	
78	223,700	257,800	289,700	315,500	
79	224,000	258,200	290,100	315,800	
80	224,300	258,600	290,500	316,100	
81	224,600	258,900	290,900	316,400	
82	224,900	259,200	291,300	316,700	

83	225,200	259,500	291,800	317,000
84	225,500	259,700	292,300	317,300
85	225,800	259,900	292,600	317,500
86	226,100	260,100	293,100	317,900
87	226,400	260,400	293,700	318,200
88	226,700	260,700	294,200	318,400
89	227,000	260,900	294,500	318,600
90	227,400	261,100	295,000	318,900
91	227,700	261,400	295,500	319,200
92	228,000	261,600	295,800	319,500
93	228,200	261,900	296,200	319,700
94	228,500	262,200	296,700	320,000
95	228,800	262,500	297,200	320,300
96	229,100	262,700	297,700	320,500
97	229,300	262,900	298,000	320,700
98	229,600	263,200	298,400	321,000
99	229,800	263,400	298,900	321,300
100	230,100	263,700	299,400	321,500
101	230,400	264,000	299,800	321,700
102	230,600	264,200	300,200	
103	230,900	264,500	300,500	
104	231,200	264,800	300,800	
105	231,500	265,000	301,100	
106	232,000	265,200	301,500	
107	232,300	265,500	301,900	
108	232,600	265,700	302,300	
109	232,800	266,000	302,600	
110	233,200	266,300	303,000	
111	233,600	266,600	303,400	
112	233,900	266,800	303,700	
113	234,100	267,000	303,900	
114	234,600	267,300	304,200	
115	235,100	267,500	304,500	
116	235,600	267,700	304,700	
117	235,900	268,000	304,900	
118	236,300	268,300	305,200	
119	236,700	268,600	305,500	

	120	237,000	268,900	305,700		
	121	237,400	269,100	305,900		
	122		269,300	306,200		
	123		269,600	306,500		
	124		269,900	306,700		
	125		270,100	306,900		
	126		270,300	307,200		
	127		270,600	307,500		
	128		270,900	307,700		
	129		271,100	307,900		
	130		271,300	308,200		
	131		271,600	308,500		
	132		271,900	308,700		
	133		272,100	308,900		
	134		272,300			
	135		272,600			
	136		272,900			
	137		273,100			
再任用職員		基 準 給料月額				
		円 194,600	円 205,700	円 224,200	円 245,000	円 275,700

別表第2（第3条関係）

海事職給料表

職員 の区 分	職 務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	号給	円	円	円	円	円	円
	1	166,600	213,500	248,700	278,400	307,700	331,600
	2	167,800	215,900	249,900	279,600	308,500	333,200
	3	169,000	218,300	250,900	280,900	309,400	334,500
	4	170,100	220,700	251,500	282,200	310,200	335,800
	5	171,200	222,900	252,100	283,600	310,900	336,800
	6	172,600	224,700	253,700	285,400	312,000	338,000
	7	174,000	226,700	255,300	287,100	313,000	339,200

再任 用職 員以 外の 職員	8	175,400	228,600	256,500	288,300	314,000	340,300
	9	176,600	230,300	257,900	289,200	315,000	341,600
	10	178,200	231,800	259,100	290,600	316,000	342,700
	11	180,000	233,300	260,300	292,000	317,000	344,100
	12	181,700	234,700	261,500	293,200	318,000	345,300
	13	183,100	236,000	262,900	294,200	318,700	346,600
	14	184,600	237,000	264,500	295,200	319,600	347,900
	15	186,300	237,800	266,100	296,200	320,300	349,100
	16	187,900	238,500	267,400	297,200	321,100	350,400
	17	189,400	239,000	268,800	298,100	321,800	351,600
	18	191,100	240,300	270,600	299,200	322,400	352,600
	19	192,900	241,500	272,500	300,300	322,900	353,500
	20	194,600	242,500	273,900	301,400	323,400	354,400
	21	196,200	243,300	275,200	302,400	323,900	355,300
	22	198,200	244,300	276,200	303,600	324,400	356,800
	23	200,100	245,200	277,400	304,900	324,800	358,300
	24	202,000	246,100	278,600	306,200	325,200	359,600
	25	203,700	247,200	280,100	307,200	325,600	360,600
	26	205,300	248,300	281,200	308,400	326,100	362,000
	27	207,200	249,400	282,400	309,500	326,600	363,300
	28	209,000	250,500	283,500	310,700	327,100	364,500
	29	210,500	251,500	284,400	311,600	327,600	365,800
	30	212,400	252,900	285,900	312,300	328,100	367,100
	31	214,500	254,200	287,300	313,200	328,600	368,400
	32	216,400	255,400	288,500	314,000	329,100	369,800
	33	218,200	256,100	289,800	314,700	329,700	370,700
	34	219,500	256,700	291,100	315,200	330,200	371,700
	35	221,100	257,200	292,400	315,700	330,600	372,700
	36	222,300	257,700	293,700	316,200	331,000	373,700
	37	223,400	258,200	294,900	316,800	331,300	374,600
	38	225,000	258,900	296,100	317,500	331,700	375,600
	39	226,400	259,600	297,100	318,200	332,100	376,600
	40	227,700	260,300	298,200	318,900	332,500	377,500
	41	229,100	260,900	299,600	319,400	332,900	378,400
	42	230,300	262,000	300,600	319,900	333,600	379,400
	43	231,400	263,100	301,700	320,500	334,200	380,300
	44	232,600	264,100	302,800	321,200	334,800	381,200

45	233,800	264,900	303,800	322,000	335,400	382,100
46	234,800	266,100	304,700	322,400	336,100	382,900
47	235,800	267,300	305,500	322,800	336,800	383,800
48	236,800	268,300	306,300	323,200	337,500	384,600
49	238,200	269,100	307,100	323,500	338,000	385,400
50	239,300	270,400	307,900	323,900	338,400	386,400
51	240,200	271,700	308,600	324,200	338,800	387,200
52	241,100	273,000	309,500	324,500	339,200	387,900
53	242,200	273,800	310,400	324,800	339,500	388,700
54	243,100	274,900	311,200	325,400	339,900	389,500
55	244,000	275,900	312,000	326,000	340,500	390,200
56	244,900	276,800	312,800	326,500	341,100	390,900
57	245,700	277,500	313,500	326,800	341,400	391,800
58	246,500	278,500	314,200	327,200	341,900	392,600
59	247,300	279,300	314,800	327,700	342,400	393,400
60	248,100	280,100	315,400	328,200	342,800	394,100
61	248,900	280,900	316,000	328,700	343,000	394,600
62	249,700	281,700	316,600	329,100	343,400	395,300
63	250,600	282,500	317,200	329,600	343,700	395,900
64	251,400	283,400	317,700	329,800	344,100	396,600
65	251,900	284,300	318,200	330,000	344,300	397,200
66	252,700	285,200	319,000	330,300	344,700	397,700
67	253,400	286,000	319,600	330,900	345,100	398,100
68	254,100	286,800	320,200	331,400	345,500	398,500
69	254,800	287,600	320,900	331,700	345,900	399,200
70	255,300	288,200	321,500	332,000	346,300	
71	255,800	288,700	322,000	332,300	346,600	
72	256,300	289,300	322,600	332,500	347,100	
73	256,700	289,800	322,800	332,700	347,600	
74	257,000	290,300	323,200	332,900	348,100	
75	257,300	290,800	323,500	333,100	348,600	
76	257,500	291,100	323,800	333,300	348,800	
77	257,700	291,300	324,100	333,700	349,100	
78	258,000	291,600	324,400	333,900	349,500	
79	258,300	291,900	325,000	334,200	349,900	
80	258,500	292,100	325,500	334,500	350,300	
81	258,700	292,400	326,100	334,800	350,700	

82	259,000	293,000	326,500	335,100	351,000	
83	259,200	293,300	326,800	335,400	351,400	
84	259,400	293,600	327,000	335,700	351,700	
85	259,700	293,900	327,200	336,000	352,100	
86		294,200	327,500	336,300	352,500	
87		294,500	327,700	336,600	352,900	
88		294,700	327,900	336,900	353,300	
89		294,900	328,200	337,100	353,700	
90		295,100	328,500	337,400		
91		295,400	328,700	337,700		
92		295,700	329,000	338,100		
93		295,900	329,200	338,500		
94		296,200	329,400	338,700		
95		296,500	329,700	339,000		
96		296,700	330,000	339,200		
97		296,900	330,200	339,500		
98		297,100	330,500	339,800		
99		297,300	330,700	340,100		
100		297,600	331,000	340,400		
101		297,900	331,200	340,600		
102		298,200	331,400	340,900		
103		298,400	331,600	341,200		
104		298,600	331,800	341,500		
105		298,900	332,200	341,700		
106			332,400	342,100		
107			332,600	342,300		
108			332,900	342,500		
109			333,200	342,800		
110			333,400			
111			333,700			
112			334,000			
113			334,200			
再任用職員	基 準 給料月額					
	円	円	円	円	円	円
	216,100	230,600	232,600	254,700	283,200	313,100

備考：この表は、船舶に乗り組む職員で規則で定めるものに適用する。

別表第3（第3関係）

医療職給料表

職員 の区 分	職 務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	号給	円	円	円	円	円	円
再任 用職 員以 外の 職員	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900

30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600
31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500
32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200
33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900
34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600
35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400
36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100
37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700
38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400
39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200
40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000
41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500
42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000
43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500
44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800
45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900

67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100	
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800	
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400	
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100	
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600	
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200	
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700	
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100	
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700	
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200	
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500	
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800	
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300	
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700	
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000	
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300	
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800	
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300	
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700	
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000	
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400	
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900	
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300	
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700	
94	283,800	316,500	349,400	367,500		
95	284,700	317,200	350,100	367,900		
96	285,600	317,800	350,700	368,200		
97	286,200	318,300	351,100	368,800		
98	286,800	318,600	351,500	369,300		
99	287,400	319,200	352,000	369,800		
100	288,300	319,800	352,400	370,300		
101	289,100	320,200	352,900	370,900		
102	289,900	320,800	353,300	371,400		
103	290,700	321,400	353,800	371,900		

104	291,500	321,900	354,200	372,300
105	292,100	322,300	354,500	372,900
106	292,600	322,800	355,000	373,400
107	293,100	323,300	355,400	373,900
108	293,500	323,800	355,700	374,400
109	293,700	324,200	356,200	375,000
110	294,000	324,600	356,700	375,400
111	294,200	324,900	357,200	375,900
112	294,500	325,200	357,700	376,400
113	294,800	325,500	358,200	377,000
114	295,000	325,900	358,700	
115	295,300	326,300	359,200	
116	295,500	326,600	359,600	
117	295,800	326,800	360,000	
118	296,100	327,100	360,400	
119	296,400	327,500	360,900	
120	296,700	327,700	361,400	
121	297,000	327,900	361,800	
122	297,400	328,200	362,300	
123	297,700	328,500	362,800	
124	298,100	328,800	363,300	
125	298,300	329,000	363,600	
126	298,500	329,300		
127	298,800	329,700		
128	299,200	329,900		
129	299,400	330,100		
130	299,700	330,300		
131	300,100	330,700		
132	300,500	330,900		
133	300,700	331,200		
134	301,000	331,600		
135	301,400	332,000		
136	301,700	332,400		
137	301,900	332,700		
138	302,200	333,100		
139	302,600	333,500		
140	302,900	333,900		

141	303,100	334,200				
142	303,500	334,600				
143	303,900	334,900				
144	304,200	335,300				
145	304,400	335,600				
146	304,600	336,000				
147	304,900	336,400				
148	305,300	336,800				
149	305,500	337,100				
150	305,700	337,500				
151	306,000	337,900				
152	306,300	338,300				
153	306,700	338,600				
154	306,900					
155	307,100					
156	307,400					
157	307,700					
158	308,000					
159	308,300					
160	308,600					
161	309,000					
162	309,300					
163	309,600					
164	309,900					
165	310,300					
166	310,600					
167	310,900					
168	311,200					
169	311,600					
再任用職員	基 準 給料月額					
	円	円	円	円	円	円
	236,100	256,400	263,600	273,800	290,100	327,300

備考：この表は、保健師、看護師、准看護師その他の職員として規則で定めるものに適用する。

## 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 議案第67号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正について、議会の議決を求める。

令和5年12月14日提出

座間味村長 宮 里 哲

## 提案理由

令和5年人事院勧告に基づく見直しを実施するため、本条例の一部を改正する必要がある。

これが、本議案を提案する理由である。

## 条例第27号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和47年座間味村条例26号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「160」を「165」に改める。

## 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 議案第68号

座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める。

令和5年12月14日提出

座間味村長 宮 里 哲

#### 提案理由

令和5年人事院勧告に基づく見直しを実施するため、本条例の一部を改正する必要がある。  
これが、本議案を提案する理由である。

#### 条例第29号

座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年座間味村条例24号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「160」を「165」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。  
(給与の内払)
- 2 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。  
(規則への委任)
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第69号

令和5年度座間味村一般会計補正予算（第8号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和5年12月14日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和5年度座間味村一般会計補正予算（第8号）

令和5年度座間味村一般会計の補正予算（第8号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ99,582千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,809,991千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月14日

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 村 税		92,570	2,306	94,876
	1 村 民 税	36,430	△483	35,947
	2 固 定 資 産 税	41,213	319	41,532
	3 軽 自 動 車 税	4,180	△69	4,111
	5 法 定 外 目 的 税	7,000	2,539	9,539
9 地 方 特 例 交 付 金		28	105	133
	1 地 方 特 例 交 付 金	28	105	133
10 地 方 交 付 税		941,184	98,742	1,039,926
	1 地 方 交 付 税	941,184	98,742	1,039,926
12 使 用 料 及 び 手 数 料		75,646	△689	74,957
	1 使 用 料	70,299	△499	69,800
	2 手 数 料	5,347	△190	5,157

款	項	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金		64,593	805	65,398
	2 国庫補助金	34,496	805	35,301
14 県支出金		277,831	△4,503	273,328
	2 県補助金	220,071	△6,785	213,286
	3 県委託金	42,184	2,282	44,466
15 財務収入		321	43	364
	1 財務運用収入	321	43	364
16 寄附金		1,062	1,819	2,881
	1 寄附金	1,062	1,819	2,881
19 諸収入		8,631	954	9,585
	1 延滞金、加算金及び過料	50	223	273
	4 雑収入	8,580	731	9,311
歳入合計		1,710,409	99,582	1,809,991

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		35,830	242	36,072
	1 議会費	35,830	242	36,072
2 総務費		441,902	77,552	519,454
	1 総務管理費	395,218	76,201	471,419
	2 徴税費	15,518	1,223	16,741
	3 戸籍住民基本台帳費	27,468	128	27,596
	5 統計調査費	507	0	507
3 民生費		179,843	2,900	182,743
	1 社会福祉費	142,527	2,900	145,427
4 衛生費		172,884	4,667	177,551
	1 保健衛生費	95,687	2,602	98,289
	2 清掃費	77,197	2,065	79,262
6 農林水産費		51,125	12,239	63,364
	1 農業費	18,152	1,641	19,793
	2 林業費	19,287	170	19,457
	3 水産業費	13,686	10,428	24,114
7 商工費		154,779	4,459	159,238
	1 商工費	154,779	4,459	159,238

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土 木 費		138,214	5,494	143,708
	1 土 木 管 理 費	26,537	1,204	27,741
	2 道 路 橋 り よ う 費	8,949	411	9,360
	3 河 川 費	7,716	42	7,758
	4 港 湾 費	12,521	1,117	13,638
	5 下 水 道 費	33,181	141	33,322
	6 住 宅 費	16,654	1,166	17,820
	7 空 港 費	32,656	1,413	34,069
9 消 防 費		18,004	858	18,862
	1 消 防 費	18,004	858	18,862
10 教 育 費		361,416	△15,321	346,095
	1 教 育 総 務 費	120,656	7,261	127,917
	2 小 学 校 費	54,670	△199	54,471
	3 中 学 校 費	12,654	△1,804	10,850
	4 幼 稚 園 費	37,572	318	37,890
	6 保 健 体 育 費	132,416	△20,897	111,519
12 公 債 費		127,261	1,611	128,872
	1 公 債 費	127,261	1,611	128,872
13 諸 支 出 金		11,451	4,881	16,332
	2 公 営 企 業 費	11,451	4,881	16,332
歳 出 合 計		1,710,409	99,582	1,809,991

議案第70号

令和5年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和5年12月14提出

座間味村長 宮 里 哲

令和5年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度座間味村国民健康保険事業特別会計の補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,747千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ238,322千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月14日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 県支出金		145,250	1,114	146,364
	1 県補助金	145,250	1,114	146,364
10 繰入金		33,725	633	34,358
	1 一般会計繰入金	33,725	633	34,358
歳入合計		236,575	1,747	238,322

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		8,134	1,747	9,881
	1 総務管理費	8,106	1,747	9,853
歳出合計		236,575	1,747	238,322

議案第71号

令和5年度座間味村航路事業特別会計補正予算(第4号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和5年12月14日提出

座間味村長 宮里 哲

令和5年度座間味村航路事業特別会計補正予算(第4号)

令和5年度座間味村航路事業特別会計の補正予算(第4号)は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,881千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ952,466千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月14日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		832,166	4,881	837,047
	1 運航収入	827,539	4,881	832,420
歳入合計		947,585	4,881	952,466

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 運航費用		528,194	26,398	554,592
	1 旅客費	43,395	△25,100	18,295
	5 燃料潤滑油費	192,777	17,850	210,627
	9 船費	283,752	33,648	317,400
2 営業費用		143,903	2,665	146,568
	5 店費	129,644	2,665	132,309
3 財産費		181,094	△24,598	156,496
	2 積立金	38,424	△24,598	13,826
4 事業税費		26,984	270	27,254
	1 営業外費用	26,984	270	27,254
5 公債費		65,410	146	65,556
	1 公債費	65,410	146	65,556
歳出合計		947,585	4,881	952,466

議案第72号

令和5年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和5年12月14日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和5年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度座間味村簡易水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,680千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ170,275千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月14日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		59,369	1,680	61,049
	1 繰入金	59,369	1,680	61,049
歳入合計		168,595	1,680	170,275

歳 出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 簡易水道事業費		129,898	1,357	131,255
	1 営業費	129,898	1,357	131,255
2 公債費		38,697	323	39,020
	1 公債費	38,697	323	39,020
歳出合計		168,595	1,680	170,275

議案第73号

令和5年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和5年12月14日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和5年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度座間味村下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ141千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61,343千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月14日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		33,181	141	33,322
	1 繰入金	33,181	141	33,322
歳入合計		61,202	141	61,343

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 公債費		25,151	141	25,292
	1 公債費	25,151	141	25,292
歳出合計		61,202	141	61,343

議案第74号

令和5年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和5年12月14日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和5年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度座間味村漁業集落排水事業特別会計の補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ101千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,645千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月14日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		6,644	101	6,745
	1 繰入金	6,644	101	6,745
歳入合計		19,544	101	19,645

歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 公債費		4,293	101	4,394
	1 公債費	4,293	101	4,394
歳出合計		19,544	101	19,645

議案第75号

令和5年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和5年12月14日提出

座間味村長 宮里 哲

令和5年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度座間味村農業集落排水事業特別会計の補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,043千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月14日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		2,898	27	2,925
	1 繰入金	2,898	27	2,925
歳入合計		11,016	27	11,043

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 公債費		740	27	767
	1 公債費	740	27	767
歳出合計		11,016	27	11,043

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○ 議長(宮平喜文)

以上で提出議案の説明を終わります。

日程第7. 議案第50号 専決処分の承認について(令和5年度座間味村一般会計補正予算(第7号))を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

○ 2番(西田吉之介議員)

議案第50号、専決処分についてお伺いしたいんですが、この専決処分理由が座間味村の学校給食共同調理場の空調故障ということで、衛生面で早急に直さないといけないということが専決処分の議案第50号になっていますが、中を見ますとクーラーの修理以外にも総合センター費、漁協の漁港建設費、観光費、僻地教員宿舍整備費等が組まれているんですが、これは専決理由の内容に合わないと思うんですが、なぜこうなったのか説明を求めます。

○ 議長(宮平喜文)

松田 力総務課長。

○ 総務課長(松田 力)

全協のときから西田議員から御指摘があった件なんですけど、この文言の2行目です。「衛生面に問題が生じる可能性があることから、新たな空調を設置するため等」と追加させてもらっています。全協でも西田議

員から御指摘があったように、ちょっと理解しづらいところがあるとは思いますが、以後その記載の仕方にはもう少し配慮していきたいと思えます。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

この中に書いてある事項が何にお金を使ったかというのが駄目というわけではなくて、すみ分けをしっかりとしないと、何でもかんでも専決で処分するのであれば、わざわざ議会を開く必要もないですし、さらにこのクーラーの2行目、空調を設置するため等という、この「等」の一つで残りのお金の説明になるというのはなかなか理解し難い。実際にこれが何のお金というか、なぜここに入ってきたか。「等」だけではちょっと理解しづらいので、その説明もいただけますか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

そうですね、「等」では分かりづらいと思えます。今回の専決処分を行った理由に関しましては、まず第一点、9月の定例会が終わった直後に教育委員会のほうから御相談がありまして、給食センターの調理場の空調機が壊れたということで早急に行い、当然学校もありますので、まだ暑い時期でしたので、それに伴い総務のほうで一括取りまとめしてから、ほかに早急で専決するものはないかと確認したところ、後の残りの部分が入ってきたという形になっております。その部分に関しては、ほぼ台風6号の追加の修繕となっております。先ほど冒頭に申しましたように、その説明の記載がちょっと曖昧で申し訳ないと思っております。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

今後はちょっと気をつけてもらいたいと思えながらも、地方自治法の専決をする上での第179条、そちらのほうには専決の処分についてですが、「普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」とありますが、専決で処分をした学校の給食調理場のクーラー以外は緊急を要したものだっただけのももちょっとお伺いしたいと思えます。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

7ページの漁港建設費で42万7,000円なんですけれども、これは台風6号によりまして重機の使用料等が発生したのを私が9月定例会で計上するのをちょっと見落としたために専決処分をしました。そして、その下の商工観光費なんですけれども30万4,000円、これも台風6号関係で被害を受けたキャンプ場のフェンス等を早急に修繕する必要がありましたので、30万4,000円を計上しております。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

台風6号の専決処分は前回の9月定例会では行われましたよね、いろんな修繕箇所。あそこで本当は拾うべきものであったはずですが、払うのではなくて、ちゃんと分けて出してもらいたい。緊急を要するもの

は緊急でお金は使って構いませんが、そうじゃないところはしっかりと補正予算に上げてもらって進めていただかないと、何でもかんでも専決でやられてしまうと、やるなではないんですけれども、必要に応じてしっかりとすみ分けをしてもらいたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありますか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号 専決処分の承認について（令和5年度座間味村一般会計補正予算（第7号））を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第50号 専決処分の承認について（令和5年度座間味村一般会計補正予算（第7号））は、原案のとおり承認されました。

日程第8. 議案第51号 専決処分の承認について（令和5年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第3号））を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

よろしくお願ひします。この件は全協でもお伺ひしたんですけれども、当初予算より4倍近い補正が出ています。消費税ということをお伺ひしています。消費税というのはやはり前もって、ある程度前の売上から計算できると思うんですけれども、4倍もの金額ということは読みが甘かったということでしょうか。よろしくお願ひします。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

お答えします。令和3年度の消費税が384万3,000円でありまして、令和4年度も入客数、観光客が増えていますので、500万円程度で動くんじゃないかなという見込みで502万4,000円を計上したところ大幅な消費税がかかっておりまして、これは本当に我々の見込み違いでありました。どうもすみませんでした。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

令和4年ということではありますが、コロナ禍ということもあったと思うんですが、でもあまりにも金額が大き過ぎる。補正に対しての金額がとても大き過ぎると思います。ぜひ見込み、前の年の売上で消費税というのは出ます。そういう部分では、ぜひ考えて予算を組んでいただきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

今後こういったことがないように十分気をつけて予算編成をしていきたいと思います。どうもすみませんでした。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号 専決処分の承認について（令和5年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第3号））を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第51号 専決処分の承認について（令和5年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第3号））は、原案のとおり承認されました。

日程第9. 議案第52号 座間味村森林体験交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

伺います。この変えようとしている第10条なんですけれども、これまでは「利用者の利用期間は、1年間（4月から3月）とし、最長3年まで更新することができる」とありますが、その後に「ただし、村長が特に必要と認めた場合は、この限りではない」という一言をつけた意図は何なのかを教えてください。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

お答えいたします。全協でも御説明しましたが、現在利用されている方々が、利用期間が令和3年4月1日から令和6年3月31日までの契約となっております。この条例のまま行きますとこの方々、今コロナ禍の中運営していたところ、本人の事業者の方々から相談がありまして、コロナで売上が全然上がらなかったと。その期間の部分に関して延長できないかという御相談がありました。それを受けて、すぐ延長するというわけではないんですが、そのままの条例では延長できません。もし仮に延長することを承認したとしても延長はできないことになっておりますので、延長が可能となるような条例に改正する必要性がありました。そのために今回12月定例会で改正案というのをを出しています。ちなみに令和元年度、コロナ前の夏場、観光客は6月から10月まで6万431人、全体では9万9,110人です。この方々が契約された令和3年に関しましては2万5,420名、夏場の観光客、6月から10月まで。年間だと4万7,000人しか来て

おりません。この利用者の方々が延長を申し出るのも分かるような気がしています。その部分について、今後延長できるかどうかの検討をするために条例を今回改正させていただきました。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。ただ、一つ懸念が、この規約の第5条のほうにある地方自治法第244条のところに行くと、ごめんなさい。議案のほうには全く載っていないです。議案は第10条からの抜粋になるのかな。なので、例規集の24100なんですけど、今おっしゃっていただいたコロナがあった経緯を考慮して伸ばしてあげるよというのはもちろんそうなんですけれども、ルールを決める上で一つ確認だけしておきたいのが、この第244条の中には「条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない」とありますが、新しくつける文言で「ただし、村長が特に必要と認めた場合は、この限りではない」というのが解釈の仕方によっては、村長が認めればずっと使っていくよというようにも解釈し得れるということで、ちょっとそれを懸念しましたので、そういう場合には第244条では議会の議決が必要ですよというのがありますので、しっかりとその辺も見ながらこの改正案を見ていきたいと思いますが、確認だけですけれども、ないとは思いますが一応お答えください。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

お答えいたします。この第244条に関しまして、「普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない」とあります。その中に「条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて」という文言があります。座間味村の条例の中に議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例というのがまたあります。これを受けて、第244条の2を受けて、これも文言を読みましょね。第3条の部分です。第244条に係る部分です。「次の各号に掲げる公の施設について10年を超える期間にわたり独占的な利用をさせようとするとき、又は当該施設を廃止しようとするときは、地方自治法第244条の2第2項の規定により議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない」という座間味村の条例があります。その中に何がそうですよというのが書かれております。1、水道事業施設。2、船舶事業施設。3、港湾事業施設。4、3、300平方メートル以上の土地ということで、4つを限定して議会の3分の2の同意を求めているということで条例がありますので、今回の施設においてはこの条例に適合しないということで議会の同意は得なくてもよろしいということになると思います。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

改正後の案ですけれども、第19条の2に、上から2番目に「清掃、現状に回復し、撤去予定日の前日までに係の検査を受けなければならない」とありますけれども、村営住宅もそうだと思うんですけども、その前に敷金を取るというものは、原状回復にかかった費用のうち戻すものがあれば戻すとか、足りないものがあつたらそれを指摘するとか、アパートを借りたりするときにそういう敷金という制度があるんですけども、こういうのは考えてはいないですか。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

お答えします。今回の条例の中では、敷金等は考えておりません。ただし、今言っているように前日までに検査を受けなければならない。原状回復して、そこは検査で原状回復の、要は村でやるべきものなのか、今までに使っていた人たちが修繕するべきなのかは検査をもって指摘していきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号 座間味村森林体験交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第52号 座間味村森林体験交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第53号 座間味村農山村広場・公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

この議案第53号の一番最後のページです。別記2の現行のところですが。売店から下のそれぞれの使用料なんですが、改正後はそれがなくなっているんですが、もうこれは徴収しないということで考えてもよろしいですか。伺います。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

基本的には、これから下の部分については今まで実績がありませんでした。この部分の下ですね。今後は、もしこういうことが行われる場合は我々に申請していただいて、協議して決めていきたいということでございます。特に料金の設定はしておりません。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

では例えば飲食トラックがニシバマのほうに行って営業を行っても何の、申請さえすればお金もかからず行えるということによろしいですか。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

先ほど申しましたように村に申請というか確認いただいて、こちらで判断いたしますので、今キッチンカー等が来たら現時点では断るつもりであります。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

これを実績がないからというのでなくすのが何ともちょっと、理にかなっているのかが不思議なんですけれども、何でもかといいますと最近ウエディングフォトとかドローン撮影、空撮も基本的に空港周り以外ではオーケーということになっています。今ドローンの操縦免許とか届出を、全国の各地に網羅した業者とかもいて、アフターコロナでどんどんウエディングフォトとかニーズが高まっているんですね。実際に自分たちの島の仲間でもそういう撮影をしたりとか、業者にお願いしてやっている方々もいます。そうすると、そういうのをやるにはこういうのが必要だよというふうに業者に伝えることで、そういうウエディング関係の事業の展開にもなりますし、ちゃんと使用料がかかるということであれば、みだらなそういう秩序のないやり方を防げると思うんですけども、なくすというのが果たして正解なのかがちょっと疑問になりますが、見解を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

まず、この条例改正につきましてはいろいろな議論があろうかと思いますが、まずは私どもが行っているニシバマの公園ですか、そこで頑張っている方々もおります。公設民営の施設でもございますし、そういった方々がしっかりと仕事がしやすい環境をつくるという意味では非常に重要かと思いますが、先ほどの御指摘のあったことにつきましては、これからいろいろな社会情勢、あるいははやり廃り等も含めて変わってくると思いますので、そこに的確に対応すべく、その都度条例改正等をするなどして村民にとって利用勝手のいい、使用しやすい場所の提供をしていくように努めてまいりたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

状況に応じての改正ということなので、臨機応変によろしくをお願いします。ハネムーンフォト、ウエディングフォトを撮ったカップルがまた島に遊びに来るということも考えられますので、そのニーズをしっかりとつくっていききたいなとも思います。

このニシバマなんですけれども、月額の使用料を2万370円頂いていますよね。もちろん使った方は原状回復で返すんですけども、それだけ使用料を頂いているのであれば、前回の議会で専決でだったかな、ニシバマの浸透ますのほうがあふれると。水を使ったニシバマの売店で使用した水がますからあふれてしま

うということで改善をしているんですけども、実際のところそもそもこのますが長い間清掃もされてい  
ないため、油分とかが浸透する周辺の砂や土までにも及んでいて水を吸わない。つまり、ますの周辺がもう駄  
目だと。直したとは言っていたんですけども、根本的に直っていない。行った業者にも話を聞くと、あれ  
を直すには、これを全部一回取って周辺の土も入替え作業をしないと、そもそも水を吸わない土地になっ  
ちゃっていると。砂地が、もう油のせいで。なので、しっかりと利用料金を取るのであれば、来シーズンま  
ではぜひ直していただいて、飲食とか宿をなされている方は御存じのとおりグリストラップは結構な臭い  
を放ちます。せっかく観光に来て楽しい海で遊んで、今村長がおっしゃったようにニシバマの売店を活用し  
てほしい。その中で異臭がする飲食店というのはやっぱり敬遠されますので、ぜひとも現状を確認して直し  
ていただきたいと思います。いかがですか。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

現状を確認して検討してまいりたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号 座間味村農山村広場・公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に  
ついて採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第53号 座間味村農山村広場・公園の設置及び管理に関する条例  
の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第54号 座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について議題といたしま  
す。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号 座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第54号 座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第55号 座間味村監査委員条例の一部を改正する条例について議題といたします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号 座間味村監査委員条例の一部を改正する条例について採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第55号 座間味村監査委員条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第56号 座間味村船舶事業の設置等に関する条例の制定について議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。5番 中村秀克議員。

○ 5番(中村秀克議員)

先ほどの議案、後にも出てくるんですけども、地方公営企業法の規定適用ということで、以前何年か前、公営企業課という課を村長が設置したんですけども、あのときにはそういう公営企業法は採択されていなかったんですか。

○ 議長(宮平喜文)

宮里 哲村長。

○ 村長(宮里 哲)

あのときはそういう意味ではなくて、大きな公営企業、行政が行う企業ということで公営企業という話をさせていただきました。そのときから既に公営企業の話はございましたが、会計の在り方等含めて翌年の4月から変わっていく。これまでは公営企業の非適用企業ということで私たちは企業として運営をさせていただきましたが、これからは法適用になるということで、これはしなければいけないということになっておりますので、そのときは法非適用企業、これから法適用企業ということで、次年度の予算からは会計の在り方もこういった単式簿記から複式簿記に変わると、そういったことになってきますので、法に伴った条例改正ということで次の下水道、それから水道事業においても同じような条例改正をさせていただくということでございます。

○ 議長(宮平喜文)

5番 中村秀克議員。

○ 5番(中村秀克議員)

分かりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

全協のときに公営企業についての説明の資料をもらいましたが、ということは今後、船舶・航路会計とか下水・上水処理の会計は損益計算書や貸借対照表等もつけて出すということですか。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

はい、そのとおりでございます。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号 座間味村船舶事業の設置等に関する条例の制定について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第56号 座間味村船舶事業の設置等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第57号 座間味村船舶運航事業条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

今公営企業ということで新しくスタートするに当たり条例の現行と改正後が出ていると思うんですけども、例えば第1条の「座間味村は、航路の強化により村民の福祉を増進し、産業、経済及び文化の発展を促進するため」等と書いていますけれども、そういう文言がなぜなくなるのでしょうか。説明をお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

会計の処理上の問題も含めての条例改正だということを御理解いただきたいのと前の条例ですね、可決いただきました議案第56号 座間味村船舶事業の設置等に関する条例の制定についてという前の、今の前でですね、第57号ですから第56号。その中で、座間味村船舶事業の設置等に関する条例の中で船舶事業の意義というのほうたわれております。ですので、ここでうたっておりまして、議案第57号で出てくる船舶運行事業条例につきましても、その部分の必要性につきましても前に提案をさせていただいた条例の中でうたっているということでございます。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

ありがとうございます。そうですね、こちらにもうたっているので安心しました。公営企業でどこかに売られちゃったら困るなというのがあったんで、ありがとうございます。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 5 7 号 座間味村船舶運航事業条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第 5 7 号 座間味村船舶運航事業条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 1 5. 議案第 5 8 号 座間味村航路事業特別会計財政調整基金条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 5 8 号 座間味村航路事業特別会計財政調整基金条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第 5 8 号 座間味村航路事業特別会計財政調整基金条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 1 6. 議案第 5 9 号 座間味村船舶事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

暫時休憩します。

休 憩  
再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

先ほど議案の説明をさせていただきましたが、議案第59号、議案第65号でございますが、私の発言で「何々事業の余剰金」という表現をさせていただきましたが、大変申し訳ございません。「剰余金」の間違いでございます。ですので、事業の剰余金、それから説明の部分、提案理由のほうでも剰余金と言わなければいけなかったところを余剰金と言ってしまったものですから、訂正をさせていただきたいと思っております。大変申し訳ございませんでした。

○ 議長（宮平喜文）

再開します。先ほどの件、再度改めて議案を行います。

日程第16．議案第59号 座間味村船舶事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号 座間味村船舶事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第59号 座間味村船舶事業の剰余金の処分等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第17．議案第60号 座間味村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

この公営企業会計を導入するに当たり船舶とかもろもろの条例がいろいろ変わっていますが、この条例にすることによって増える業務というのはありますか。ちょっとそれを確認させてください。水道に関してで構いません。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

極端に言えば、まず会計年度の締めが違うというところ、今まででしたら4月に始まって3月で終わるんですけども、出納期間が5月まではあるんですけども、これがなくなって3月にぴったり締めて、4月からは次の年度に移行するという作業です。事務的には準備のほうがちよっと長いのかなと。例えば水道事業でしたら水道施設がたくさんありますので、そういった施設の評価をして、要は固定資産の価値が幾らなのかとかそういったのも試算に入れて水道事業として経営していくので、今そういった委託事業をやっているんで、そこを今整理してスタートさせるまでに時間がかかっているのかなって感じだと認識しております。始まってしまったら、その伝票とかが極端に変わるとかはないんですが、さすがに予算の見方とかは若干、今まで私たちも見慣れていないところもあるので、進捗に関しては始めはつまづくとは思いますが、極端に大きく変わることはないのかなと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。この条例の第8条です。この条例を導入することで毎事業年度4月1日からまずは9月30日までの業務の状況を説明する書類、また11月30日までに出して、今度は10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類とありますが、この業務の状況を説明する書類、水道事業においてはどこまでの事業の概要説明になりますか。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

今現在、簡易水道事業についても公営企業会計を適用するに当たって、今役場の皆さんで勉強している最中でございます。この部分についても9月まで、多分上半期・下半期で書類を出すのがあるとは思いますが、その内容については今勉強中でありまして、詳細には把握しておりません。これから勉強していきたいと思えます。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

水に関してですけども、この条例が制定される前、今現在、ちなみにですけども、この事業の概要等についての説明等ができる資料等がありますでしょうか。

ちょっと調べたら事業の説明というのは、例えば毎日の水質検査、臭い、色、透明度、もろもろの検査が確か義務づけされていて、それを何も異常ないですよというのを報告しないとイケないというのが事業概要の目的の中にはうたわれているんですけども、そういったものがこの条例になる前、今現段階ではそういったものがあるのか、お伺いします。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

これは毎月検査をして、水質が大丈夫かどうかの判定はしております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

毎月ですか。この新しくなるものでは毎日になっているんですけども、この中身では。毎月水の検査を、今現状、毎月行っているのか。それとも毎日行っているのか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

今現在は毎月行っております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

水はとても大事なライフラインの一つですけれども、これにちょっと関連してですが、以前阿嘉島で赤水が出た際にその辺の、まだ私も議員になる前でして、赤水が出て困っているというふうに伝えても、なかなか原因が分からないと。業務日誌等の確認をしたいと申し出ても、そもそも業務日誌をつける義務がないからつけていないというお答えでした。赤水が出て2か月ほどかな続いて、困った我々も被害というか、それに伴う持ち出しというかいろんな、フィルターが詰まったり、飲み水にも使えないので購入したり、宿、飲食をやっている方々もみんな苦労しましたが、それに対する説明もいまだになく、補償等も1か月分の水代が免除ということで終わったままです。水の条例が改正されて、今後はそういった事業状況を説明しなければならないというふうにもなっているものですから、それを踏まえてこれまでどうだったのかと、あの水の問題について阿嘉・慶留間の皆さんに対しての説明等が行われるか、すみません。ちょっとこの議案とはずれるかもしれませんが、お伺いしたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

かなり前の、何年前かですね、赤水が出た。そのときは、そのときに区長から要望があれば説明を行うというところで説明があったと聞いております。そのときに区の総意として説明会の求めがなかったというところで説明をしていなかったということを知っております。その後コロナもあって、そういう説明会等が開かれていないかなとは思いますが、今後もし遡って説明が必要ということであれば、区の総意として説明をしてほしいという要望があれば、その内容について説明はしていきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

それでは阿嘉区、慶留間のほうにも声をかけてみて、それをちょっと確認したいと思います。私が覚えて

いる限りだと、説明会を要望しても「君一人の意見ではなく、意見をまとめて持ってこい」と門前払いだった記憶がありますので、今だと確かに皆さんの意見をまとめて、議員という立場からも要望が可能かなと思いますので、またこちらからその話は持っていきたいと思います。ありがとうございます。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第60号 座間味村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第60号 座間味村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第61号 座間味村座間味地区阿嘉・慶留間地区給水条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第61号 座間味村座間味地区阿嘉・慶留間地区給水条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第61号 座間味村座間味地区阿嘉・慶留間地区給水条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第62号 座間味村簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第62号 座間味村簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第62号 座間味村簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第20. 議案第63号 座間味村下水道事業の設置等に関する条例の制定について議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第63号 座間味村下水道事業の設置等に関する条例の制定について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第63号 座間味村下水道事業の設置等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第21. 議案第64号 座間味村農業・漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第64号 座間味村農業・漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第64号 座間味村農業・漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第22. 議案第65号 座間味村下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第65号 座間味村下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第65号 座間味村下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第23. 議案第66号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第66号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第66号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第24. 議案第67号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

すみません、この「特別職の職員で常勤のもの」というものがどの職に当たるのか教えてください。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

この議案の中では村長、副村長、教育長の三役となっております。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第67号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第67号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第25. 議案第68号 座間味村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

再度行きます。日程第25. 議案第68号 座間味村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第68号 座間味村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第68号 座間味村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第26. 議案第69号 令和5年度座間味村一般会計補正予算(第8号)について議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番 又吉文江議員。

○ 1番(又吉文江議員)

ページで言うと16ページです。7款の商工費の中で委託料って一番上にありますけれども、事業承継マッチングアンケート委託料ってありますが、これは役場がやる仕事なんですか。詳しく、この内容を知りたいと思います。お願いします。

○ 議長(宮平喜文)

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長(中村 悟)

お答えします。事業内容なんですけれども、事業承継マッチングプラットフォーム公的機関向けサービスという名称となっています。事業を譲りたい経営者の記事をホームページ等にてオープンにし、事業に共感した広報者とマッチングさせるサービスを展開している会社が委託して、その事業を進めていくということです。

○ 議長(宮平喜文)

1番 又吉文江議員。

○ 1番(又吉文江議員)

これに関して私の考えでは商工会がやる仕事かなと思って、これが12万8,000円委託料が出ていますけれども、これはなぜやるのでしょうか。

○ 議長(宮平喜文)

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長(中村 悟)

先ほども答弁したとおり事業を続けることができない経営者がいて、そしてこの事業を続けたいんだけどできない。しかし、ほかにやりたい方を紹介してマッチングさせて話を進めていく事業で、これは……。

○ 議長(宮平喜文)

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長(宮平喜文)

再開します。

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

商工会でやる事業ではなくて、我々船舶・観光課が主で事業を進めていきたいと思います。度々すみません。村役場、船舶・観光課でこの事業を進めていきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

これは何か希望がどなたかから出て、こういうことをやってほしいという希望があつて始める事業なんですか。それとも中村 悟課長が考えてやっている事業なんですか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

誰かからそういった事業を進めてくれとかそういった話ではなくて、たまたまメール等にこういった事業があるよと紹介がありましたので、まずはそういった後継者がほしいのか、ほしくないのかをちょっと調査してみようという形で、この事業を進めようと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

うちもそうなんですけれども、いろんな勧誘のメールはたくさん来ます。しかし、事業承継に関しては商工会がずっといろいろやっている事業であります。県の商工会もいろいろ動いてやっていて、私たちも事業承継を今している段階なんですけれども、そういったいろんな派遣員が来ていろいろ教わっていてやっています。こういう事業というのは役場が手を広げたら、それこそその後、じゃあこういう業者がいるかどうかアンケートを調べて、もしいたら役場はその後どうするつもりですか。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

もし手を挙げる方がいらっしゃるんでしたら、その事業を次年度予算化して進めていきたいなというふうに考えております。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ただいまの御質疑といえますか、御指摘は全くだと思っております。事業承継はとても大切なことで、少子高齢化等、人口急減等含めていろんなところでそういう話が出ております。特に沖縄県商工会連合会をはじめ座間味村商工会でもしっかりとこの辺に取り組んでいるのは重々承知をしている中で今回予算化をさせていただいたのは、例えば商工会に入っていない商工事業者の皆さんも村内には存在するというのもござ

いまして、その実態の調査をまずはさせていただきたいというところが私たちの基本的な考えでございます。その中でそういった事業者がいて、さらに商工業界に加入していないような商工業者がいた場合を想定しての事業でございますので、この事業の結果を踏まえて、例えば商工会に入っている事業者はいいんですが、入っていない事業者でそういう希望があるところをどうするのか、次年度以降の課題とさせていただきながら商工会とも連携をして、仕事のすみ分けも含めてしっかりとやっていきたいというふうに思っているところでございます。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

同じ質疑のところなんですけれども、実態を把握して、じゃあ仮に10事業所が、商工会に入っていない事業所が相談に乗ってくれと来た場合、そこから先どういうふうに、どうつなげていくのか。商工会の会員じゃないから商工会は無下にはしないとは思いますが、それをするぐらいであれば商工会に広く最初からこういう活動をしてくれというふうに伝えてもらったほうが、たしか何回か商工会のマルユウ、マルケイの説明会とかでも、商工会のメンバーではないけれども来ていいですよという形で裾野を広くやってはいるんですね。そこがやっているのにもかかわらず、こういうのをやるのか。ちょっと厳しく言えば、事業所が継承者がいない、後継ぎがないといったのれんを下げるなりするのは、それはもうその事業所の都合であって、言い方を悪く言えばそっちのやり方、そっちの問題なんですよ。そこに行政がどこまで入ってかって本当に難しく、一般質問で垣花太郎議員も言っていました。それこそこのマッチングを超えて進めていくのであれば、我々の言う定義の空き家問題についても行政のお金を入れて踏み込んでいく必要が出てくると思いますが、その辺のすみ分けはめちゃくちゃ厳しい、難しいと思いますが、どうお考えなのか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

おっしゃることは重々承知しておりますし、そのとおりで思っております。商工会に入っていない方々でそういう方がいた場合に、私たちが独自でやるというのも考え方としてはあるのかもしれませんが、私としてはできるだけ商工会に入ることを進めたほうが良いと思っております。もしそれで事業承継をしたいという人がいればですね。ただ、店を畳みたいという人に対して無理やり事業をどうにか続けてほしい、誰かに譲ってほしいということでは私はないと思っております。この店を例えば子や孫、あるいは親戚なのかもしれませんが、そういった方々に継承していきたいという方がいた場合にはお手伝いはしたいんですが、やはり一義的には私は商工会のお仕事だと思っておりますし、商工会の使命の一つとしてといたしますか、商工業者の経営に対する相談に乗ることも大切な仕事ですけれども、その大前提としていわゆる会員を増やすというのも座間味村、あるいは沖縄県商工会連合会の大きな使命といたしますか目標でもあるので、そういったところを促すというのは私たちがお手伝いする部分じゃないかなというふうに思っております。ですので、この事業承継につきましては、私たちが積極的に介入していくというよりは、お手伝いできる範囲の中でお手伝いをして、できることはできれば、必要があれば商工会にお願いをして商工会の中で頑張ってください。そういった形のすみ分けをぜひしていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。であれば、なかなか介入できない空き家の問題も中には、私も知っている限りで島には本当はいたいたいけれども、もう年齢も年齢だし、病院が近いほうが良いということで島を離れざるを得ない方々もいます。その方々は、この家をどうしようかという相談窓口もなければ、誰に何を言っているかわからない。ただ、よからぬ人に手放したくはないけれども、どうしていいかわからないというジレンマが今あるのはあるので、商工会でこういう事業継承、それこそ本当にシビアな問題だと思いますけれども、そこに予算を組むのであれば、どうかこの空き家のニーズ調査等も、今は自分たちではやってはいるんですけれども、ここにこうやってお金を使うのであれば、どうか空き家の実態調査、ニーズ調査等も検討していただけないかなと思います。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

空き家に関しましては、先ほどうちの総務課長と垣花議員で概念というか、定義の違いがあったというところはまず御理解をいただきたいと思います。その後の一般質問の議論の中で総務課長のほうでもそういう意味での空き家、いわゆる垣花議員がおっしゃっていた意味での空き家に関してはこれからも調査等をしながら、あるいは議員の先生方のお力も借りながら前向きにいろいろな方策を検討したいと先ほども発言をしておりますので、そちらで御了解をいただきたいということでございます。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

私はこの予算について反対したいなと思うんですけれども、やっぱりここまで、それよりももちろん空き家のほうにお金を使うとか、それだったら村全体の関係であるんですけれども、商工会っていうものが村にあって、入る入らないはいろんな方がいらっしゃるかもしれないんですけれども、そういう中でこの12万8,000円の、メールでいかがですかというのが来て、じゃあやってみようかなみたいな、そういう感覚でやるようでは無駄だと思うんですね。このお金の使い方、本当に必要であればいいんですけれども、いかがでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

すみません、予算を上程させていただいております。おっしゃることも重々承知の上で今回は議案を改めて提案させていただくというふうな表明をさせていただきますが、この執行に関しましてはしっかりと議論をした中で、その執行の是非については庁舎内で私の責任においてしっかりと議論をさせていただいて、その中で執行するかどうか決めさせていただきたいというふうに思っておりますので、ぜひとも御理解をいただきたいということと、先ほどから話がある商工会、とても大切に思っております。商工会をないがしろにしてこの予算を計上したわけではないということだけは、ぜひとも御理解をいただきたいというふうに思っております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

そのままその事業承継マッチングの下のほうです。チケットの販売機の件ですが、以前から購入したいと

いう要望があったシアタードームのチケット券売機、マイナス80万3,000円になっていて、その上にチケット販売機のリース料が24万2,000円組まれています。全協の話では入札してくれる業者がいなかったからリースにしますという話でしたけれども、年間のリース料が24万2,000円で考えているということですか。確認をお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

年間の金額ではなくて、これは4か月分です。4か月で24万2,000円ということですよ。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

びっくりしましたね。4か月ということは年間だと倍以上リース料がかかると。80万円で買うのはやめて、4か月ごとに24万2,000円を払い続けるというお考えですか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

そうですね、24万円ですので月々6万円の計算というふうになります。リースのほうで、この事業を進めていきたいなというふうに思っております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

前からずっとシアタードームの券売機がそもそも必要かというところをずっと追求しましたが、必要だと。券売機がないとお客さんを捌き切れないほどにシアタードームには客が来るということで、それに向けての営業努力なり活動を行ってきたと思いますが、さらにシアタードームの券売機の購入、落札業者が見当たらないからリース料にします。4か月で24万2,000円、1か月当たり6万円。これは本当にシアタードームの事業としてペイして、年間ですよ。毎月6万円のシアタードームをペイして利益になるというお考えですか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

少し言葉足らずだったんですけど、このリースするチケット、月々6万円の機器なんですけれども、それを阿真キャンプ場に整備しようというふうに考えております。そしたらキャッシュレス対応とかそういうので活用できると。そして、今あるものはシアタードームに持っていこうというふうに考えております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

どこのものをどこに持っていくかというのが論点ではなくて、ただでさえ財政が厳しいよ、どうにか自主財源を増やさないといけないよねって広報でもうたっているながら、まるで蛇口の水を閉めないようなお金の使い方はいかなものかなと思いますが、本当にこの契約で進めていくつもりですか。

○ 議長（宮平喜文）

宇地原由人政策調整監。

○ 政策調整監（宇地原由人）

すみません、ではちょっと私のほうから補足いたします。実は前回の80万円についてはシアタードーム用ということで限定したものだっただけなんですけれども、今回は実はキャッシュレス機を導入するということで、金額的にも3倍から4倍ぐらい違うんですね、そもそもが。今回そういったところもあって台数としては1台しか入れるのも難しいだろうということで、まずキャンプ場については少し高額な支払いも含まれるというところがございますので、まずは向こうにこのキャッシュレスの機械を導入しようというふうに考えています。今向こうで使っているものについては高額支援も使えるような形になっていますので、これを一旦ゆくる館のほうに置いて、ここでシアタードームもバスも使えるような形で持って行こうというふうに考えています。今ゆくる館のほうは両替の課題等もございますので、そこら辺もこの機械で対応できるような仕組みに今持っていこうと思っています。ゆくる館にある小型の発券機については、これをシアタードームのほうに移して現地にいらした方を拾えるようにということで、移動させて効率的に使おうということは今考えております。御理解いただけましたでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

率直にお伺いしますが、費用対効果はあると思っていらっしゃいますか。伺います。

○ 議長（宮平喜文）

宇地原由人政策調整監。

○ 政策調整監（宇地原由人）

そもそも発券機自体が高額なものなので、それを入れるというところについて、まず一番最初の議論に戻りますけれども、まず現金の取扱いを減らしたいと。事故防止をしたいというところから、この発券機の導入というところに至っております。あとは議員の皆様からもございましたように、この御時世、キャッシュレスというところについてというところのお話はずっとあったかと思えます。ところどころのヒアリングの中でも、多少高額でもキャッシュレスの機械を入れたほうが良いというようなお話もございました。我々として簡単に入れられなかった背景がもう一つ実はあって、キャッシュレスを導入することによって会計課のほうにかなり負担がかかります。これは今まで現金で取扱いができていれば、すぐに収入として歳入計上ができたところなんですけれども、キャッシュレスを導入するということになると、その対象科目について一時的な現金収入がないような空白の期間がちょっと出てしまうと。ここら辺の管理というところについても、非常に出納員である会計課に負担がかかるというところもございます。そこで会計課の窓口にキャッシュレスを入れるところについても約1年弱ぐらいかかりましたし、また新たな科目が増えるというところでキャンプ場等についてもちょっと導入に時間がかかったと。だけど、そうでもして現金の取扱いを減らすことで事故防止を図っていこうというのが今の役場の姿勢です。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

先ほどの4か月のリースでキャンプ場にこれは置くということですよ。そうすると年間72万6,000円かかりますね、リース代がですよ。それで、キャンプ場の売上って幾らぐらいあるんですか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

コロナ前ですと900万円から800万円は、年間の売上はあったと思います。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

これはリース、ペイできるのかなど。でも、そこに人件費とかもろもろ経費があるわけですから、そのチケット販売機だけで利益が上がるということではないとは思いますが、これを年間、4か月ごとの更新で何年ぐらいやる予定なんですか。

○ 議長（宮平喜文）

宇地原由人政策調整監。

○ 政策調整監（宇地原由人）

リースは5年という形になっています。このリースを選んだ背景としては、ただ単純なファイナンスリース、要は分割のお支払いということではなくて、これはメンテナンスリースといって定期的なメンテナンスを入れることで、先ほど議員からもありましたように要は塩分を含んだ紙幣の話だとか、要は通常の利用より壊れるリスクが高いというところもあるので、5年リースで新しい機械に変えられるというところと、あとは定期的なメンテナンスを入れられるというところでリースのメリットを享受していこうということと考えております。併せて、キャンプ場にキャッシュレスを導入した背景としては、先ほど申し上げた高額な支払いがあるというところと、あとは向こうのお客様については直接海に入られた方がやっぱり現金を入れる可能性がゆる館よりはちょっと高いのかなど。ゆる館はどちらかというと船でいらして今から行くよという方、ビーチに行くよという方が往復で大体チケットを買われるというところもあるので、高額な紙幣の両替的な位置づけで、あまり塩分を含んでいらない方のほうが多いのかなというところも想定しております。ただ、高額紙幣の入金ができないといけないというところでは、今阿真の機械については高額紙幣が入金できるようなものになっていますので、そこをうまく代替していこうということと考えております。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

何かあまりにも現金に触りたくないというのを言い訳に、無理やり入れ込もうとしている気がしてならないんですが、仮にですよ、これを入れて、結局は現金触りますよね。

○ 議長（宮平喜文）

宇地原由人政策調整監。

○ 政策調整監（宇地原由人）

何度も申し上げているんですけども、現金に触らず終わられません。現金とキャッシュレスを併用していくというところで、現金の取扱いをする量を減らすことでリスクを低減化していこうと。リスクをゼロにするものではないというところは御理解いただきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

今伺ったところだと、このチケット販売機はまだ見ていないのでちょっと分からないんですけども、

キャッシュレスで現金も使えるっていう、両方使える販売機っていうことですか。

○ 議長（宮平喜文）

宇地原由人政策調整監。

○ 政策調整監（宇地原由人）

おっしゃるとおりです。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

シアタードームの券売機が80万円で落札できなかった経緯をお伺いしてもいいですか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

一般競争入札を2回試みましたが、手を挙げる業者がいなくて入札に至りませんでした。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

今阿真に入れようとしているこのリースのやつ、キャッシュレスで対応可能って言いましたけれども、それ以外の今村営バス、村営バスはチケットでやっちゃ駄目な条例になっていますが、条例を変えたとして、全ての券売機を今後リースに係るような券売機に変えていくお考えなのか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

まずは、この阿真のキャンプ場に置いて様子を見ながら次の段階へ進めていこうかなというふうに思っています。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

その次の段階を教えてください。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

これが本当に非常に有効かつ便利、そして現金を触らない、リスクが少ないというのであれば、そのほうも導入していこうかなというふうに考えております。将来的にはですね。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

それでは座間味村に一体全体その券売機が何台必要か、お伺いします。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

現段階では4台になりますけれども、急にはできませんので、これが古くなっていくというのを見計らって切り替えていくほうがいいのかなというふうに思います。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

本日の会議時間は5時までの予定でしたが、協議が長引き時間内に日程を終えることが難しいため、あらかじめ延長とします。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

このリースの券売機についてはなかなか理解が難しい、毎月6万円、4か月で24万2,000円という、もっと安いやり方がないのかとか、そもそもリースで出ていく額を出しながら費用対効果、シアターの売上も阿真ビーチだけの売上を見ると確かに900万円のうちの僅か、微々たるものですが、今船舶・観光課長がおっしゃったように今後この券売機を導入していくとなると、それだけの売上では我々の財政を圧迫しかねないおそれもありますので、またシアタードームでどれぐらいの売上を今後見込んでいるのか。それぞれのバスはバス、阿真ビーチの売上は売上、シアタードームの売上でこれをペイしていくお考えなのか。その辺をちょっと経営的にどう考えているのか、お伺いします。

○ 議長（宮平喜文）

宇地原由人政策調整監。

○ 政策調整監（宇地原由人）

今阿真にだけ集中して議論が進んでいるようなんですけれども、実際のところ、先ほど私は会計課の話までしましたが、正確に会計課のほうまで会計処理の情報が回っていくということが非常に重要なことなんです。まず阿真のほうで現金入金だろうが、キャッシュレスの支払いだろうが、この券売機を使うことで正確なデータが取られていくというまずメリットがあります。その売上のデータも正確ですし、そこで仮にお客様のキャンセルが発生した場合についても機械を通して出金していく形になりますので、その裏づけデータというのでも全て残っていく形になります。なので、このデータのっていうものが、要は今までの釣り銭箱という形だとなかったわけですね。なので、取引自体をなくすことも可能だったわけです。そういったところが全てデータ管理されていくというところにまず非常に、見えない資産というんでしょうか、価値もこの券売機にはあると。あとは人の作業として考えたときに、一つ一つのその集計作業というものにいかにかに負荷がかかっているかというところについても、券売機を使うことで正確な数字を吐き出しやすくするところがあります。要は現金をただ数えて、例えばこれが合計100万円だったとしても、その100万円が本当に正しい売上だったのかというところが情報としてないわけです。そういったところでも券売機の意味というのは非常に大きいところはあります。なので、いま一度我々がどんな事故を起こしていたのかというところをちょっと振り返っていただきたいんですけれども、そこにまず何よりも我々が今求めているのは公金というところの中でいかに正確な事務処理をして、ちゃんと歳入に計上していくというところができるのかというところは民間企業とは違うところだと私は認識しています。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ページちょっと変わります。9ページの歳入の部分ですけれども、15の財産貸付収入、郵便局敷地料と出張所の敷地料はありますが、これはちょっと全協でも聞いたんですが、もう一度この場でお伺いしたいと思います。商工会及び漁協等の収入はないのでしょうか。伺います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

この財産収入の科目につきましては、施設の使用料は入っておりません。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

では、ごめんなさい。ここに載っていない別のところにあるということでもいいですか。商工会及び漁協からの収入があるということ。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

現在、漁協と商工会からの家賃収入はございません。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

では家賃収入がない理由についてお伺いできますか。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

まず、その施設の商工会と漁協が使っているスペースの家賃の設定がございません。そのために家賃収入もありませんが、現在の我々としては公共性が高いために減免しているという考えで家賃収入を取っておりません。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

公共性が高いところからは減免をするということですが、この辺の条例及びいろんなルール、交通整理が本当に必要なと思います。であれば、阿嘉のターミナルを利用している方は毎月支払いがある。我々商工会員も商工会費は払っていますし、漁協のほうも水揚げ及び井の販売等含め利益はあるわけですよ。なのにもかかわらず、そこからはなぜ減免なのか理由を、この事業者と商工会と漁協と何が違うのかを説明いただけますか。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

現在考えているのは公共性が高い事業者ではなくて、公共性が高い機関ということで減免しているということですが、今後この地域総合施設の条例改正に伴い、その部分については今後どうしていくかというのは、今の議員の話を踏まえ議論の余地はあると考えております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

それを踏まえて座間味港のターミナルの施設、ざまみむん市場が入っていますが、あそこも家賃は発生していないと。並びに一括交付金かな、役場のほうでホエールウォッチングフェスタ等をサポートしているところのホエールウォッチング協会が荷物を置いているところも家賃は発生していないと。何ならば阿嘉、座間味の船舶・観光課が置かれている事務所料も家賃は発生していないと。だけれども、同じように港として使っている阿嘉のほうは家賃が発生する。前にも多分話したと思いますけれども、産業廃棄物を1か所に置かせてもらいたいというところでも座間味と阿嘉の港では大きな違いがありますので、この辺利用する側からしたら座間味村の港としての位置づけで中の細かい部分は分からないと思うんですけども、今までやってきてなかったものかもしれませんが、これからは誰が使っても、どこを使っても同じサービスを提供するべきだと思いますが、いかが思いますか。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

先ほど課長から話がありました公共性が高いかどうかというところが一つのポイントかと思っております。当初、最初に漁協が入った頃とか、ちょっと私もその経緯が分からず、例えば今回の裁判に関してもそういったところも含めていろいろな現状を把握しながら改善をしていきたいということで、民間事業所の方に一旦まずは出て行ってもらおうとかいろいろなことをさせていただいております。座間味のターミナル、こちらは財産が沖縄県になっておりまして、私どもの財産管理ではございませんので、私たちがチケット売場として販売しているのはもちろん県側は公益性が高いということで認めていただいていると思いますし、ざまみむん市場については、その経緯はちょっと県との調整が入っていると思いますので、その金額は私たちは知らないところだったと思います。阿嘉漁港に関しては、座間味の港湾も県港湾、阿嘉に関しても県の漁港なんですが、ターミナルは座間味村で造っているということで、私たちのほうで一応料金の設定ができる環境でございます。先ほどの質疑、借りる人たちは公平にいわゆる料金設定をするべきじゃないですかというのが質疑の趣旨だと思いますが、公共性等含めて、そこに鑑みてしっかりと議論をしていきたいと思っております。郵便局に関しましては、警察も一緒なんですけど、同じ公共性が高いとはいえ私たちとは他団体でございますし、郵便局は郵政民営化で民営化になったということもございまして、そちらにはしっかりと財産の購入をしていただいたりということで、いろいろなすみ分けをさせていただいているのが現状でございます。今回の御指摘につきましてはしっかりと議論をさせていただく中で、必要な可否を踏まえてしっかりと考えていきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

土地の問題から恐らく建物施設、県の管轄、座間味村では持っていないので分かりませんというところが

多々あって、今後多分そういうところにどんどんメスを入れていって、いろいろ整備しないとイケなくなると思います。前に阿嘉を皆さんで視察したときにも、前浜ビーチエリアには手洗い施設等がないから元チケット売場の建物をどうにか活用したいという話をしましたが、保安林の流れがあるとか、いろいろそういう面も含めて今後やらないとイケないことはたくさんあると思いますが、ぜひ同じ島で皆さん頑張って作った野菜を販売しています。阿嘉のターミナルでも。同じように島で作った特産品をざまみむん市場で売っています。一方は家賃を払って一生懸命頑張る、一方は家賃がない。それは道徳的というか、見ても不平等だよ。県の管轄が違うからってというのは、私は言い訳にしかならないと思っていて、だったらそれは踏み込んでいって、払うものは払う、払わないなら一律皆さん払わないで同じ土俵に立てるようにしてほしいんですが、どうでしょう。その考えは間違っていますでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

間違っていると言うつもりは毛頭ございません。ただ、やはりその背景、あるいはこれまでの流れ、いろいろ一つではくることができないことがあると思います。ですから、西田議員がおっしゃるのは全般的な外れだと言うつもりもございませんが、各々それぞれの施設であったり、その所有者であったり、それを借りたいと思っている人であったり、あるいは借りている人、借りている団体、そういったものを先ほどから話をしているとおり公益性があるのか、あるいは収益として事業をしているのか。公益性があるというのはどういうことかというのはいろいろな定義があるかと思いますが、そういった中で例えば先ほど漁協は販売もしているので売上もあるじゃないかというような御指摘、そこはしっかりと真摯に受け止めて、だから取るということではなくて、その状況を把握した上で徴収をさせていただく団体になるのか、ならないのかというのもしっかりと議論をしていかないといけない。議論をする前に私たちのところでしっかりと精査をして議論ができる環境をつくらないといけないというのは大前提であるということは、まず御理解をいただきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ちょっと進んで確認なんですけれども、16ページの水産業費、漁港建設費で修繕費が上がっていますが、これは阿嘉のターミナルの瓦の撤去だったと伺っています。撤去した後ペンキを塗ると伺いましたが、それと同時に村長も行ったから分かると思いますが、昔のクーラーの室外機かな、あれの撤去も含まれているか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

クーラーの撤去代は含まれておりません。新年度にこれは計上しようかというふうに考えております。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

じゃあ今回は瓦の撤去で、その後にペンキ作業という形で計上ということですね。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

瓦、ペンキはこの事業費でやるんですけれども、クーラーに関しましては次年度というふうに考えております。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

先ほどの商工費の委託費、事業承継マッチングアンケート委託料、これに関しては先ほど村長の答弁もありました。しっかりとこれが本当に必要なのかこれから協議をするということで、これに関しては賛成をします。ただ、チケット、先ほど政策調整監がおっしゃっていた現金を使わないで、チケットの販売機の大切さをおっしゃっていたんですけれども、どうもバスなんかを、前も言ったんですけれども、古座間味から乗るときは無賃で乗っている人が本当にいるんですね。チケット販売機の売上が全てかと言ったら、それは無賃で乗っている方も見ているし、古座間味に販売機がなかった。今もあるのかどうか分からないんですけれども、夏場はありませんでした。それで運転手が一々それをチェックするという機能もできません。そういうのでチケット販売機のリースに関しては、やはりこれだけのお金を投じて、年間72万6,000円で5か年ということなので、それについてはもうちょっと検討していただきたいと思います。あとは西田議員が言うと思うんですけれども、以上です。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

チケット販売機のリースなんですけれども、そもそも現状、今の段階で今年の夏も運営できていますし、このリースを組んでまずは1台と言いましたけれども、船舶・観光課長の話では行く行く4台は必要になると。そうすると年間三百ちょっと、お金がかかるようになってきます。それをやるのであれば、まずそれをやる前に一旦現状の段階で運営をしながら、一般質問で美ら島税の見直し、普通税、目的税の話もありましたが、あそこで例えば座間味村に来る方の、観光客の方の税率を上げて、そこでバスの運賃もシャワーの使

用料も徴収する。バスの乗車賃、そういったものも徴収する。いろんな法律の絡みが出てくるとは思いますが、まずはそういうふうにお金をそれだけ触りたくないと言うのであれば、込み込みで入島税から頂きますよというの議論する価値があるかなと思います。なので、今すぐないといけない緊急事態ではないので、今の現状を行いながら議論して、それでもやっぱりというのであればチケット券売機に行き着くのかなと思いますので、私は反対をさせていただきます。

○ 議長（宮平喜文）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

これで討論を終わります。

これから議案第69号 令和5年度座間味村一般会計補正予算（第8号）について採決します。

本案に対しては異議がありますので、起立によって採決します。

本案に賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって議案第69号 令和5年度座間味村一般会計補正予算（第8号）については、原案のとおり可決されました。

日程第27. 議案第70号 令和5年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第70号 令和5年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第70号 令和5年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第28. 議案第71号 令和5年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第4号）について議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第71号 令和5年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第4号）について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第71号 令和5年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

日程第29. 議案第72号 令和5年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第72号 令和5年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第72号 令和5年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第30. 議案第73号 令和5年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第2号）について議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第73号 令和5年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第2号）について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第73号 令和5年度座間味村下水道事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

日程第31. 議案第74号 令和5年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第74号 令和5年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第74号 令和5年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

日程第32. 議案第75号 令和5年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第75号 令和5年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第75号 令和5年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

日程第33. 発議第7号 米空軍横田基地所属CV22オスプレイの墜落事故に抗議し、原因究明・再発防止策が講じられるまでオスプレイ同機種飛行停止を求める要請決議について議題とします。

この採決は起立によって行います。

発議第7号 米空軍横田基地所属CV22オスプレイの墜落事故に抗議し、原因究明・再発防止策が講じられるまでオスプレイ同機種 of 飛行停止を求める要請決議について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって発議第7号 米空軍横田基地所属CV22オスプレイの墜落事故に抗議し、原因究明・再発防止策が講じられるまでオスプレイ同機種 of 飛行停止を求める要請決議については、原案のとおり可決されました。

発議第7号

座間味村議会

議長 宮 平 喜 文 殿

提出者 座間味村議会

議員 中 村 秀 克

賛成者 座間味村議会

議員 垣 花 太 郎

米空軍横田基地所属CV22オスプレイの墜落事故に抗議し、原因究明・再発防止策が講じられるまでオスプレイ同機種 of 飛行停止を求める要請決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

米空軍横田基地所属CV22オスプレイの墜落事故に抗議し、原因究明・再発防止策が講じられるまでオスプレイ同機種 of 飛行停止を求める要請決議

去る11月29日午後2時40分頃、米空軍横田基地所属CV22オスプレイ1機が鹿児島県屋久島沖で墜落し、死者1名、行方不明者7名という重大な事故が発生した。

今回の墜落事故は、一歩間違えば県民の生命と財産に重大な被害をもたらした可能性もあり、事故発生後も県内上空をMV22及びCMV22の構造的欠陥が疑われるオスプレイ同機種が飛行し続けていることは、県民の不安を増大し看過することはできない。

よって、本村議会は、県民の生命と財産を守る立場から、CV22オスプレイの墜落事故に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 事故原因が究明されるまで、CV22、MV22及びCMV22のオスプレイ同機種 of 飛行を停止すること。
- 2 事故原因を早期に究明しその結果を速やかに公表し、再発防止策を講ずること。
- 3 事故発生時には迅速かつ正確に、機体に関する危険性などの関係情報を含め速やかに提供すること。

- 4 普天間飛行場の一日も早い返還を実現すること。
- 5 日米地位協定を抜本的に見直すこと。

以上、決議する。

令和5年12月14日

沖縄県座間味村議会

(あて先)

駐日米国大使  
在日米軍司令官  
在日米軍沖縄地域調整間  
在日米国総領事

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

これで会議を閉じます。

これをもって令和5年第4回座間味村議会定例会を閉会といたします。

閉 会 (午後5時25分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 宮 平 喜 文

署名議員 又 吉 文 江

署名議員 西 田 吉之介